

2021年7月

IFRS®基準
公開草案 ED/2021/7

公的説明責任のない子会社：開示

コメント期限：2022年1月31日

公開草案

公的説明責任のない子会社：開示

コメント期限：2022年1月31日

Exposure Draft ED/2021/7 *Subsidiaries without Public Accountability: Disclosure* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by 31 January 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN for this part: 978-1-914113-26-0

ISBN for complete publication (two parts): 978-1-914113-25-3

Copyright © 2021 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of Board publications may be ordered from the Foundation by emailing publications@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

公的説明責任のない子会社：開示

コメント期限：2022年1月31日

公開草案 ED/2021/7「公的説明責任のない子会社：開示」は、国際会計基準審議会（審議会）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年1月31日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを要求したい場合には、レターを提出する前に commentletter@ifrs.org に連絡されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

この部分の ISBN: 978-1-914113-26-0

公表物全体（2部構成）の ISBN: 978-1-914113-25-3

コピーライト © 2021 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、publications@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	8
コメント募集	11
〔案〕 国際財務報告基準第 X 号「公的説明責任のない子会社：開示」	
目 的	16
目的の充足	16
範 囲	16
本基準書〔案〕を適用する選択	17
本基準書〔案〕の IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」との相互関係	18
開示要求の適用	18
開示要求	19
IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」	19
IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」	21
IFRS 第 3 号「企業結合」	22
IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	23
IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」	24
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	24
IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」	32
IFRS 第 13 号「公正価値測定」	34
IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」	35
IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」	36
IFRS 第 16 号「リース」	38
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」	40
IAS 第 2 号「棚卸資産」	44
IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」	45

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	46
IAS第10号「後発事象」	48
IAS第12号「法人所得税」	49
IAS第16号「有形固定資産」	50
IAS第19号「従業員給付」	51
IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」	54
IAS第21号「外国為替レート変動の影響」	54
IAS第23号「借入コスト」	54
IAS第24号「関連当事者についての開示」	54
IAS第27号「個別財務諸表」	56
IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」	57
IAS第32号「金融商品：表示」	58
IAS第34号「期中財務報告」	58
IAS第36号「資産の減損」	61
IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」	62
IAS第38号「無形資産」	63
IAS第40号「投資不動産」	65
IAS第41号「農業」	67
その他の開示	68
付録A—本基準書〔案〕で置き換えられるIFRS基準の要求事項	69
付録B—発効日及び経過措置	72
付録C—他のIFRS基準書の修正〔案〕	73
審議会による2021年7月公表の公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」 の承認	77
結論の根拠（別冊参照）	

公的説明責任のない子会社：開示

[案] 国際財務報告基準書第X号「公的説明責任のない子会社：開示」は、第1項から第213項及び付録Aから付録Cに示されている。すべての項は同等の権威を有する。用語はIFRS基準の用語集で定義されている。定義された用語は、本基準書 [案] で初出の際には**太字**で表示している。本基準書 [案] は、その目的、結論の根拠、「IFRS基準に関する趣意書」及び「財務報告に関する概念フレームワーク」に照らして解釈すべきである。

はじめに

本公開草案について

本公開草案は、新しい IFRS 基準書「公的説明責任のない子会社：開示」（基準書案）についての国際会計基準審議会（当審議会）の提案を示している。本基準書 [案] は、子会社が財務諸表において IFRS 基準を適用する際に、次のことを条件として、削減された開示要求を適用することを認めるものである¹。

- (a) 当該子会社が公的説明責任を有していない。
- (b) 最終的な親会社又は中間的な親会社が、IFRS 基準に準拠した一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している（本基準書 [案] の第 6 項(c)参照）。

本基準書 [案] の第 7 項及び第 8 項にある公的説明責任についての記述は、IFRS for SMEs[®]基準の 1.3 項及び 1.4 項からのものである。

本公開草案は、2021 年 2 月 28 日現在で公表されているすべての IFRS 基準書及び 2021 年 1 月 1 日現在で公表されているすべての公開草案（公開草案「全般的な表示及び開示」を除く）を考慮して開発された。

当審議会が本公開草案を公表している理由

連結目的で、子会社は IFRS 基準を適用する親会社に報告する際に、IFRS 基準の認識及び測定 of 要求事項を適用する。当審議会は、こうした子会社の一部が、自身の財務諸表を IFRS 基準を適用して作成しながら開示要求を削減することを望んでいるというフィードバックを受けた。IFRS for SMEs 基準は IFRS 基準よりも開示要求が少ないが、当審議会は、IFRS for SMEs 基準は一部の子会社にとって魅力的でない場合があると理解している。当該基準の認識及び測定 of 要求事項が IFRS 基準と異なっているからである。したがって、IFRS 基準に準拠した連結財務諸表を作成する親会社に報告する子会社は、自社の財務諸表において IFRS for SMEs 基準を適用する場合には、追加的な会計記録を維持することを要求されることになる。

このフィードバックに対応する前に、当審議会は次のことを検討した。

- (a) IFRS for SMEs 基準の開示要求を本基準書 [案] を開発するために使用できるかどうか
- (b) IFRS for SMEs 基準の開示要求を IFRS 基準の認識及び測定 of 要求事項と組み合わせて使用するとした場合に、財務諸表が依然として有用となるかどうか
- (c) そうした基準書が採用され適用されるかどうか

発見事項に基づいて、当審議会は、開示要求を削減した IFRS 基準書は次のような効果があるであろうと結論を下した。

- (a) 作成者のコストを削減する一本基準書 [案] を適用するための要件を満たす子会社は、親会

¹ 本公開草案は「IFRS 基準」という用語を、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」などいくつかの IFRS 基準書で使用されている用語である「IFRSs」の代わりに使用している。公開草案「全般的な表示及び開示」（2019 年 12 月公表）は、「IFRSs」を「IFRS 基準」で置き換えることを提案していた。

公的説明責任のない子会社：開示

社が IFRS 基準に準拠した連結財務諸表において適用した認識及び測定の要求事項を適用することになる。こうした子会社は、追加的な会計記録を維持する必要性を回避することになり、財務諸表において削減された開示要求を適用できる。

- (b) 要件を満たす子会社の財務諸表の利用者にとっての財務諸表の有用性を、これらの利用者のために設計されたものではない開示を削除しつつ、設計された開示のみを提供することによって維持する。
- (c) 企業の一般目的財務諸表を作成する際に、IFRS 基準書を適用することを認めるか又は要求している法域において、公的説明責任のない子会社が適用する。

本公開草案の提案の要約

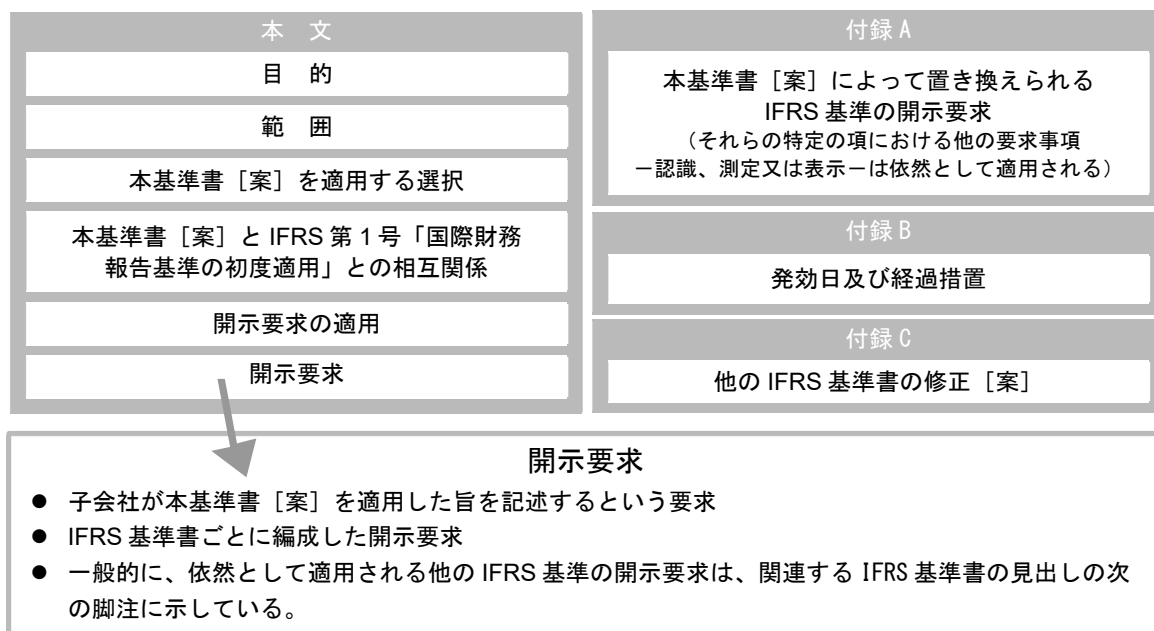
本公開草案は、次のような新しい IFRS 基準書を提案している。

- (a) 要件を満たす子会社が適用することは任意である。
- (b) 当該基準書を適用することを選択する子会社についての開示要求を示す。
- (c) 他の IFRS 基準書における開示要求のうち、子会社が本基準書 [案] を適用することを選択する場合には適用されず置き換えられるものを明示する。

要件を満たす子会社のうち本基準書 [案] を適用することを選択する子会社は、本基準書 [案] の付録 A に列挙した開示要求を除いて、IFRS 基準を適用することになる。その代わりに、当該子会社は本基準書 [案] の開示要求を適用することになる。

本基準書 [案] の構成を図 1 に示している。

図 1—本基準書 [案] の構成

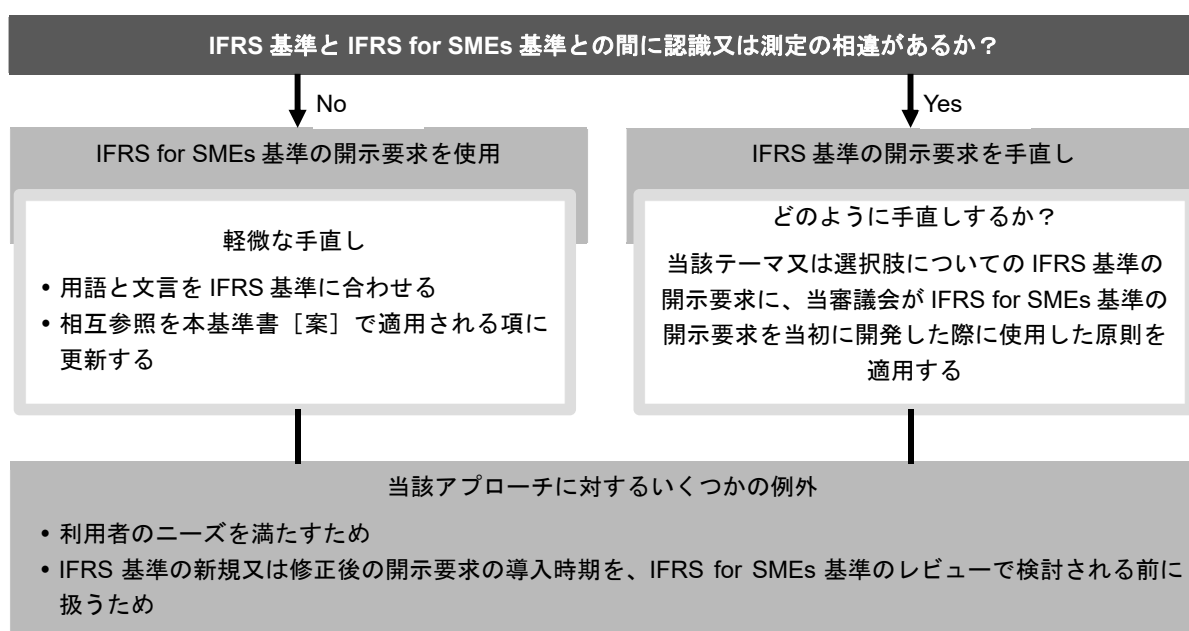


提案している開示要求を開発するにあたり、当審議会は次のようにした。

- (a) IFRS for SMEs 基準における開示要求でスタートした。
- (b) それらの開示要求の手直しを、IFRS for SMEs 基準における認識及び測定 of 要求事項が IFRS 基準と異なっている場合には、IFRS for SMEs 基準における開示要求の設定についての原則を適用することによって行った。

提案している開示要求を開発するにあたっての当審議会の全体的なアプローチを、図 2 に要約している。

図 2—提案している開示要求の開発



将来の IFRS 基準書の維持管理

本公開草案における当審議会の提案が最終的な IFRS 基準書に進む場合、当審議会は新しい IFRS 基準書「公的説明責任のない子会社：開示」を、新しい IFRS 基準書又は IFRS 基準書の修正から生じる新規の又は修正後の開示要求について更新することを検討することが必要となる。

当審議会は、IFRS 基準書について新規又は修正後の開示要求を提案する公開草案において、この新しい IFRS 基準書を更新するための修正を提案する計画である。

今後の手順

当審議会は、本公開草案における提案に関してのコメントレター及び協議からの他のフィードバックを検討してから、IFRS 基準書を公表すべきかどうかを決定する。

コメント募集

当審議会は、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」に対するコメントを、特に以下に示す質問に関して、募集している。コメント提出者はすべての質問にコメントする必要はない。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案における翻訳が困難な文言を識別している。
- (e) 該当がある場合には、当審議会が検討すべき代替案を含んでいる。

目 的

本公開草案は、子会社が IFRS 基準を開示要求を削減して適用することを認める IFRS 基準書を当審議会が開発することを求めた要望に対応するものである。そうした基準書は、(i) IFRS 基準を適用する親会社に連結目的で報告する、公的説明責任のない子会社にとってのコストを低減させ、(ii) 当該子会社の財務諸表の利用者にとっての財務諸表の有用性を維持するはずである。

質問 1 — 目的

本基準書 [案] の第 1 項は、本基準書 [案] 「公的説明責任のない子会社：開示」の目的は、要件を満たす子会社が本基準書 [案] における開示要求と IFRS 基準における認識、測定及び表示の要求事項を適用することを認めることであると提案している。

本基準書 [案] の目的に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような目的を提案するか、また、その理由は何か。

範 囲

当審議会は、報告期間の末日現在で、企業が次のような子会社である場合に、企業が本基準書 [案] を適用することを認めることを提案している。

- (a) 公的説明責任を有しておらず、かつ、
- (b) IFRS 基準に準拠した連結財務諸表を一般の使用のために作成する最終的な親会社又は中間的な親会社を有している。

質問 2 — 範囲

本基準書 [案] の第 6 項から第 8 項は、範囲の提案を示している。結論の根拠の BC12 項から BC22 項は、当審議会が当該提案をした理由を説明している。

範囲の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

開示要求案の開発

開示要求案を開発するにあたり、当審議会は、IFRS 基準と IFRS for SMEs 基準の認識及び測定
の要求事項が同じである場合には、IFRS for SMEs 基準の開示要求を軽微な手直しを加えた上
で使用した。認識及び測定
の要求事項が IFRS 基準と IFRS for SMEs 基準との間で異なる場合
には、当審議会は次のようにした。

- (a) IFRS 基準で扱っているが IFRS for SMEs 基準では省略されているテーマ又は会計方針の
選択肢についての開示要求を追加した。そのために、当審議会は、IFRS for SMEs 基準の
開発時に使用した原則を（当該テーマ又は方針の選択肢についての IFRS 基準における開示
要求に）適用した。
- (b) IFRS for SMEs 基準では利用可能であるが IFRS 基準では利用可能でない会計方針に関し
ての開示要求を削除した。

当審議会は、本基準書 [案] で提案している開示要求が財務諸表利用者のニーズを満たすのに十分
となるように、このアプローチを適用した。

当該アプローチを適用した後に、当審議会は結果をレビューし、限定的な数のケースにおいて、
いくつかの例外を提案した。

質問 3 — 開示要求案の開発に対するアプローチ

結論の根拠の BC23 項から BC39 項は、開示要求案の開発に対する当審議会のアプローチの理
由を説明している。

このアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプ
ローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問 4 — アプローチの例外

結論の根拠の BC40 項から BC52 項は、開示要求案の開発に対するアプローチへの例外につ
いての当審議会の理由を説明している。例外（本基準書 [案] の第 130 項を除く）は、以下に
関するものである。

- 開示目的（BC41 項）
- 投資企業（BC42 項から BC45 項）
- 財務活動から生じた負債の変動（BC46 項）
- 鉱物資源の探査及び評価（BC47 項から BC49 項）
- 確定給付制度債務（BC50 項）
- IFRS 基準における開示要求の改善（BC51 項）
- IFRS for SMEs 基準における追加の開示要求（BC52 項）

公的説明責任のない子会社：開示

- (a) これらの例外に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの例外に反対なのか、また、その理由は何か。他の例外の提案はあるか。その場合、どのような提案があるのか、また、そうした例外を設けるべき理由は何か。
- (b) 本基準書 [案] の第 130 項は、企業が財務活動から生じた負債について財政状態計算書上の期首残高と期末残高との調整表を開示することを提案している。提案している要求事項は、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 44A 項から第 44E 項における要求事項の簡略版である。
- (i) 要件を満たす子会社が本基準書 [案] の第 130 項を適用して財務諸表において報告する情報は、親会社が連結財務諸表を作成できるようにするために親会社に報告する情報（IAS 第 7 号の第 44A 項から第 44E 項で要求しているもの）と異なるか。その場合、どの点において異なるのか。
- (ii) 回答者の経験上、IAS 第 7 号の第 44A 項から第 44E 項を満たすために、連結財務諸表は財務活動から生じた負債について財政状態計算書上の期首残高と期末残高との調整表を通例的に含めているか。

提案している削減した開示要求

本基準書 [案] は、関連する IFRS 基準のそれぞれについての開示要求案を示している。例えば、棚卸資産についての開示要求は IAS 第 2 号「棚卸資産」の見出しの下で示している。

企業は、開示要求案を本基準書 [案] の付録 A に列挙した他の IFRS 基準書の開示要求の代わりに適用することになる。

他の IFRS 基準書の開示要求のうち本基準書 [案] の付録 A に列挙されていないものは、依然として適用される。

質問 5 — 他の IFRS 基準書への移行に関する開示要求

IFRS 基準書又は IFRS 基準書の修正において、当該基準書又は修正基準書への企業の移行に関して定められた開示要求は、当該基準書を適用する企業に依然として適用される。

結論の根拠の BC57 項から BC59 項は、当審議会のこの提案についての理由を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問 6 — 保険契約に関する開示要求

本基準書 [案] は、IFRS 第 17 号「保険契約」の開示要求を削減することを提案していない。したがって、当該基準書を適用して IFRS 第 17 号を適用する企業は、IFRS 第 17 号の開示要求を適用することを要求される。

結論の根拠の BC61 項から BC64 項は、当審議会が IFRS 第 17 号の開示要求の削減を提案していない理由を説明している。

(a) 本基準書 [案] に IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約についての削減した開示要求を含めるべきでないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、IFRS 第

17号の開示要求のうちどれを、当該基準書を適用する企業について免除すべきか。当該基準書を適用する企業について提案する開示要求を免除すべき理由を説明されたい。

- (b) IFRS 第17号の範囲に含まれる保険契約を発行していて本基準書〔案〕を適用する要件を満たす企業を知っているか。その場合、そのような企業は回答者の法域において一般的なのかどうか、及びそれらの企業が公的説明責任がないと考えられている理由を記述されたい。

質問7 — IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」との相互関係

本基準書〔案〕の第23項から第30項は、最初のIFRS財務諸表を作成して当該財務諸表の作成時に当該基準書を適用することを選択した企業に適用される、削減された開示要求を提案している。

IFRS 基準の初度適用企業が本基準書〔案〕を適用することを選択した場合には、企業は次のようにすることになる。

- IFRS 第1号を適用する。ただし、本基準書〔案〕の付録AのA1項(a)に列挙したIFRS 第1号の要求事項は除く。
- 本基準書〔案〕の第23項から第30項の開示要求を適用する。

このアプローチは、本基準書〔案〕が他のIFRS 基準書とどのように相互作用するのかについての当審議会の提案と整合的である。

しかし、IFRS 第1号は他のIFRS 基準書とは異なっている。IFRS 第1号は企業がIFRS 基準を初めて採用する時にのみ適用され、IFRS 基準の初度適用企業がその移行をどのように行うべきかを示している。

- (a) IFRS 第1号の開示要求を残さずに、IFRS 第1号についての削減した開示要求を本基準書〔案〕に含めることに同意するか。

本基準書〔案〕の第12項から第14項は、本基準書〔案〕とIFRS 第1号との関係を示している。

- (b) 本基準書〔案〕の第12項から第14項における提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案があるか、また、その理由は何か。

質問8 — 提案している開示要求

本基準書〔案〕の第22項から第213項は、当該基準書を適用する企業に対しての開示要求案を示している。質問4から7に対する回答に加えて、

- (a) それらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの提案に反対なのか、また、その理由は何か。
- (b) 当該基準書を適用する企業に対しての開示要求の追加的な削減を提案するか。その場合、開示要求案のどれを当該基準書から除外すべきか、また、その理由は何か。
- (c) 当該基準書を適用する企業に対して追加の開示要求を提案するか。その場合、他のIFRS 基準書のどの開示要求を当該基準書に含めるべきか、また、その理由は何か。

質問 9 — 本基準書 [案] の構成

本基準書 [案] の第 22 項から第 213 項は、当該基準書を適用する企業に対しての開示要求案を示している。これらの開示要求は IFRS 基準書ごとに編成されており、付録 A に列挙している他の IFRS 基準書における要求事項の代わりに適用されることになる。付録 A に列挙されていない依然として適用される開示要求は、一般的には本基準書 [案] において関連する IFRS 基準書の見出しへの脚注によって示されている。BC68 項から BC70 項は、本基準書 [案] の構成を説明している。

本基準書 [案] の構成（本基準書 [案] の開示要求で置き換えられる他の IFRS 基準書の開示要求を列挙した付録 A を含む）に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

その他のコメント

質問 10 — その他のコメント

本公開草案における提案又は本公開草案におけるその他の事項（影響分析（結論の根拠の BC92 項から BC101 項）を含む）に関して、他にコメントはあるか。

期 限

当審議会は、2022 年 1 月 31 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを要求したい場合には、レターを提出する前に commentletter@ifrs.org に連絡されたい。

〔案〕国際財務報告基準第 X 号「公的説明責任のない子会社：開示」

目 的

- 1 本基準書〔案〕の目的は、要件を満たす子会社が本基準書〔案〕における開示要求と IFRS 基準における認識、測定及び表示の要求事項を適用することを認めることである。

目的の充足

- 2 本基準書〔案〕を適用することを選択する企業は、IFRS 基準を適用する。ただし、本基準書〔案〕の付録 A に列挙している、本基準書〔案〕の第 22 項から第 213 項に列挙している開示要求で置き換えられる開示要求を除く。
- 3 付録 A は、本基準書〔案〕を適用する企業が免除される開示要求を列挙している。本基準書〔案〕の適用を支援するため、依然として適用される他の IFRS 基準書の開示要求は、一般的には本基準書〔案〕への脚注で示している。
- 4 IFRS 第 8 号「事業セグメント」、IFRS 第 17 号「保険契約」及び IAS 第 33 号「1 株当たり利益」における開示要求は依然として適用され、したがって、付録 A に含めていない。IFRS 第 8 号、IFRS 第 17 号及び IAS 第 33 号における開示要求の適用は、本基準書〔案〕を適用する企業について変更がない。
- 5 新 IFRS 基準書又は修正 IFRS 基準書には、当該基準書への企業の移行に関する開示要求が含まれている場合がある。本基準書〔案〕を適用する企業が利用可能な、新基準書又は修正基準書への企業の移行に関する開示要求からの救済措置は、その新 IFRS 基準書又は修正基準書に示される。

範 囲

- 6 企業は、報告期間の末日現在で次のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、連結財務諸表、個別財務諸表又は単体財務諸表において本基準書〔案〕を適用することが認められる。
 - (a) 子会社²である。
 - (b) 公的説明責任を有していない（第 7 項から第 8 項参照）。

² 「子会社」は IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の付録 A で定義されている。本基準書〔案〕で使用されている用語のうち、他の IFRS 基準書で定義されていて IFRS 基準の用語集に含まれている用語はすべて、本基準書〔案〕において同じ意味で使用されている。定義された用語は、本基準書〔案〕において最初に使用される時に太字で示している。用語集は、IFRS 財団ウェブサイトから、'Issued Standards' のタブを選択し、それから 'IFRS Standards' を選択することによって利用可能である。

公的説明責任のない子会社：開示

- (c) IFRS 基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な**連結財務諸表**を作成する最終的な又は中間的な**親会社**を有している。
- 7 企業は、次のいずれかの場合には公的説明責任を有している。
- (a) 企業の負債性金融商品又は**資本性金融商品**が公開市場（国内又は国外の証券取引所又は店頭取引市場（地方市場及び地域市場を含む））で取引されているか又は公開市場での当該金融商品の発行の過程にある場合
- (b) 主要な事業の1つとして、外部者の広範なグループの受託者として資産を保有している場合（ほとんどの銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー／ディーラー、投資信託会社及び投資銀行がこの要件を満たすであろう）
- 8 企業が広範囲の外部者グループの受託者の立場で資産を保持する場合がある。当該企業の経営に参加しない依頼人、**顧客**又は会員から受託した財務資源を保有し管理しているためである。しかし、それを主要な事業に付随した理由で行っている場合には、当該企業が公的説明責任を有することにはならない。そのような状況は、旅行又は不動産の代理店、学校、慈善団体、名目的な組合加入金を求める協同組合、及び財又はサービスの提供前に支払を受ける売手（公益事業会社など）について生じる場合がある。

本基準書 [案] を適用する選択

- 9 第6項の条件を満たす企業は、本基準書 [案] を適用することを選択でき、その後にもその選択を取り消すことができる。企業は本基準書 [案] を適用する選択を複数回行うことができる。例えば、本基準書 [案] を過去のある期間に適用したが直前期には適用しなかった企業は、本基準書 [案] を当期に適用することを選択できる。
- 10 企業が本基準書 [案] を当期に適用しているが直前期には適用していない場合には、企業は当期の財務諸表において報告したすべての金額について、前期に係る比較情報を提供しなければならない。ただし、本基準書 [案] 又は他の IFRS 基準書が他の方法を認めるか又は要求している場合は除く。企業は、当期の財務諸表の理解への目的適合性がある場合には、説明的情報及び記述的情報についての比較情報を含めなければならない。企業は、本基準書 [案] における開示要求を適用して、直前の比較期間について要求される開示を決定する。
- 11 IFRS 基準を当期及び前期に適用して、本基準書 [案] を前期に適用することを選択したが、本基準書 [案] を当期に適用しないことを選択した企業は、当期の財務諸表において報告したすべての金額について、前期に係る比較情報を提供しなければならない。ただし、本基準書 [案] 又は他の IFRS 基準書が他の方法を要求しているか又は認めている場合は除く。企業は、当期の財務諸表の理解への目的適合性がある場合には、説明的情報及び記述的情報についての比較情報を含めなければならない。本基準書 [案] が当期に開示されている金額の開示を前期において要求していなかったことは、比較情報を省略する理由とはならない。

本基準書 [案] の IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」との相互関係

- 12 企業は、最初の IFRS 財務諸表を作成する際、又は IFRS 第 1 号の第 4A 項を適用することを認められた際に、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」を適用する。本基準書 [案] を最初の IFRS 財務諸表の作成時に適用する企業は、本基準書 [案] の第 23 項から第 30 項の開示要求を適用しなければならないが、IFRS 第 1 号の第 23 項から第 33 項の開示要求を適用することは要求されない。
- 13 本基準書 [案] を適用する選択又は選択の取消しは、それ自体では、企業が IFRS 第 1 号における IFRS 基準の初度適用企業の定義を満たすことにはならない。例えば、直前期において、IFRS 基準を適用したが、本基準書 [案] を適用せず、当期に本基準書 [案] を適用することを選択する企業は、IFRS 基準の初度適用企業ではなく、したがって、当期に IFRS 第 1 号を適用しない。
- 14 同様に、当期に本基準書 [案] を適用する選択を取り消す企業が、過去の期間において、本基準書 [案] の第 110 項で要求されている IFRS 基準への準拠の明示的な無限定の記述を提供していた場合には、当期に IFRS 第 1 号を適用しない。

開示要求の適用

- 15 本基準書 [案] は次のことを定めている。
- (a) 企業が本基準書 [案] を適用する場合に適用する開示要求（第 22 項から第 213 項）
 - (b) 他の IFRS 基準書におけるどの開示要求が、本基準書 [案] における開示要求で置き換えられるのか（付録 A）
- 16 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 31 項に従って、企業は、本基準書 [案] 又は他の IFRS 基準書が要求している開示からもたらされる情報が**重要性がある**ものではない場合には、その開示を提供する必要はない。企業はまた、本基準書 [案] における具体的な要求事項（依然として適用される他の IFRS 基準の要求事項を含む）への準拠が、財務諸表の利用者が、特定の取引、他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかを検討しなければならない。
- 17 企業が、ある取引、他の事象又は状況を会計処理するために、第 4 項を条件として、ある IFRS 基準書を適用する場合には、企業は、当該 IFRS 基準書の小見出しの下に示している本基準書 [案] の第 23 項から第 41 項及び第 79 項から第 212 項の開示要求を適用しなければならない。
- 18 企業は、本基準書 [案] の第 42 項から第 67 項の開示要求（小見出しは IFRS 第 7 号「金融商品：開示」）を、認識済み及び未認識の**金融商品**及び、本基準書 [案] を適用

公的説明責任のない子会社：開示

していなかったならば IFRS 第 7 号の開示要求を適用することを要求されたであろう非金融商品項目を売買する契約に、適用しなければならない。

- 19 次の参照は、次のように読み換えなければならない。
- (a) IFRS 第 7 号の第 3 項(a)における IFRS 第 13 号「公正価値測定」への参照は、本基準書 [案] の第 79 項から第 83 項への参照として読み換える。
- (b) IFRS 第 7 号の第 5A 項における IFRS 第 7 号の第 35A 項から第 35N 項への参照は、本基準書 [案] の第 62 項から第 67 項への参照として読み換える。
- 20 個別財務諸表を作成しようとしている場合（本基準書 [案] の第 175 項から第 180 項参照）を除いて、企業は本基準書 [案] の第 68 項から第 78 項の開示要求（小見出しは IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」）を、本基準書 [案] を適用していなかったならば IFRS 第 12 号の開示要求を適用することを要求されたであろう子会社、**共同支配企業又は関連会社**に対する持分に、適用しなければならない。
- 21 IFRS 第 12 号の第 5A 項の「B17 項に示すものを除き」という語句は、「本基準書 [案] の第 76 項(b)及び第 77 項で要求している開示を除き」と読み換えなければならない。

開示要求

- 22 本基準書 [案] を適用する企業は、その旨を本基準書 [案] の第 110 項で要求している準拠の旨の記述とともに開示しなければならない。

IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」³

IFRS 基準への移行の説明

- 23 企業は、**従前の GAAP⁴**から IFRS 基準への移行が、企業の報告した財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えたのかを説明しなければならない。
- 24 企業が IFRS 第 1 号の第 4A 項に従って IFRS 第 1 号を適用することを選択しない場合には、企業は次のいずれかを開示しなければならない。
- (a) IFRS 基準の適用を停止した理由
- (b) IFRS 基準の適用を再開しようとしている理由
- (c) IFRS 第 1 号を適用したのか、それとも IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って IFRS 基準を遡及適用したのか

³ 企業が IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」を当期に適用している場合に本基準書 [案] が要求している開示に加えて、IFRS 第 1 号の下記の項が、依然として適用される要求の中で「開示する」という用語を使用している： D2 項

⁴ 「従前の GAAP」は、IFRS 第 1 号の付録 A で「初度適用企業が IFRS を採用する直前に使用していた、会計処理の基礎」と定義されている。

調整表

- 25 第 23 項に準拠するため、企業の最初の IFRS 財務諸表には次のことを含めなければならない。
- (a) 会計方針のそれぞれの変更の性質の記述
 - (b) 下記の両方の時点での、企業の従前の GAAP に従って決定した企業の資本から IFRS 基準を適用して決定した企業の資本への調整表
 - (i) IFRS 基準への移行日
 - (ii) 企業の従前の GAAP に従って決定した企業の直近の年次財務諸表において表示した最新の期間の末日
 - (c) 企業の直近の年次財務諸表における最新の期間について、企業の従前の GAAP に従って決定した**包括利益合計額**（又は、企業がそのような合計額を報告しなかった場合には、従前の GAAP における**純損益**）から、同じ期間について IFRS 基準を適用して決定した企業の包括利益合計額への調整表
- 26 企業が従前の GAAP を適用して行った誤謬に気付いた場合、第 25 項(b)から(c)で要求している調整表は、当該誤謬の訂正を会計方針の変更と区別しなければならない。
- 27 最初の IFRS 財務諸表の対象期間中に、企業が IFRS 基準を適用して期中財務諸表を表示しており、かつ、最初の IFRS 財務諸表を公表する前に、会計方針又は IFRS 第 1 号における免除の使用を変更する場合には、企業は次のようにしなければならない。
- (a) 最初の IFRS 期中財務報告書と最初の IFRS 財務諸表との間の変更を説明する（第 23 項で要求しているように）。
 - (b) 第 25 項(b)から(c)で要求している調整表を更新する。
- 28 企業が過去の期間について財務諸表を表示していなかった場合には、その旨を最初の IFRS 財務諸表において開示しなければならない。

期中財務報告書

- 29 第 23 項に準拠するため、企業が最初の IFRS 財務諸表の対象期間の一部について IAS 第 34 号「期中財務報告」を適用して期中財務報告書を表示する場合、企業は IAS 第 34 号における要求事項⁵を満たすとともに、次のようにしなければならない。
- (a) 企業が直前事業年度の比較対象の期中報告期間についての期中財務報告書を表示した場合には、そうした期中財務報告書のそれぞれに次のものを含める。

⁵ IAS 第 34 号及び本基準書 [案] を適用する企業に適用される「精選された説明的注記」（IAS 第 34 号「期中財務報告」の第 7 項参照）は、本基準書 [案] では小見出し IAS 第 34 号「期中財務報告」の下に示している。

公的説明責任のない子会社：開示

- (i) その比較対象の期中報告期間の末日現在の企業の従前の GAAP に従った企業の資本から、同日現在の IFRS 基準を適用した企業の資本への調整表
 - (ii) その比較対象の期中報告期間（当期間及び年度通算）について、企業の従前の GAAP に従って決定した包括利益合計額（又は、企業がそのような合計額を報告しなかった場合には、従前の GAAP における純損益）から、同じ期間について IFRS 基準を適用して決定した企業の包括利益合計額への調整表
- (b) 最初の IFRS 財務諸表の対象期間の一部について IAS 第 34 号を適用して作成した最初の期中財務報告書に、次のいずれかを含める。
- (i) 第 25 項(b)から(c)に記述している調整表を第 26 項で要求している情報で捕捉したもの
 - (ii) これらの調整表を含んでいる他の公表文書への相互参照
- (c) 各期中財務報告書における会計方針又は IFRS 第 1 号における免除の使用の変更を（第 23 項が要求しているように）説明し、(a)から(b)で要求している調整表を更新する。

30 初度適用企業が、従前の GAAP に従った直近の年次財務諸表において、当期中期間の理解に重要性がある情報を開示していない場合には、期中財務報告書は、当該情報を開示するか又はそれを含んでいる他の公表文書への相互参照を含めなければならない。

IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」

31 企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) 年度中のいずれかの時点において存在した株式に基づく報酬契約の各種類の説明。
これには、各契約の権利確定条件、付与したオプションの最大期間、決済方法（例えば、現金決済か株式決済か）などの全般的な契約条件を含む。ほとんど同種の株式に基づく報酬契約を有している企業は、この情報を集約することができる。
- (b) 次のグループごとのオプションの数と加重平均行使価格
 - (i) 期首現在の未行使オプション
 - (ii) 期中に付与したオプション
 - (iii) 期中に失効したオプション
 - (iv) 期中に行使されたオプション
 - (v) 期中に満期消滅したオプション
 - (vi) 期末現在の未行使オプション
 - (vii) 期末現在で行使可能なオプション

- 32 持分決済型の株式に基づく報酬取引について、企業は、受け取った財又はサービスの公正価値、又は付与した資本性金融商品の公正価値をどのように測定したのかに関する情報を開示しなければならない。評価技法を使用した場合には、企業はその技法及びそれを選択した理由を開示しなければならない。
- 33 現金決済型の株式に基づく報酬取引について、企業は、どのようにして負債を測定したのかに関する情報を開示しなければならない。
- 34 期中に条件変更が行われた株式に基づく報酬契約について、企業はそれらの条件変更を説明しなければならない。
- 35 企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 当期の純損益に認識した費用の合計額
 - (b) 株式に基づく報酬取引から生じた負債の期末現在の帳簿価額の合計

IFRS 第3号「企業結合」

- 36 報告期間中の企業結合のそれぞれについて、取得企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 被取得企業の名称及び説明
 - (b) 取得日
 - (c) 取得した議決権付の資本持分の割合
 - (d) 認識したのれんを発生させた要因の定性的な記述（取得企業と被取得企業の事業の結合により期待されたシナジー、独立した認識の要件を満たさない無形資産又はその他の要因など）
 - (e) 移転した合計対価の取得日の公正価値及び当該対価の内訳の説明（現金、資本性金融商品及び負債性金融商品など）
 - (f) 条件付対価契約及び補償資産について
 - (i) 取得日において認識した金額
 - (ii) 契約の説明及び支払金額の決定基礎
 - (g) 被取得企業の資産及び負債の各クラスについて取得日に認識した金額
 - (h) 割安購入について、IFRS 第3号の第34項を適用して純損益に認識した利得、及び当該利得を認識した財務業績の計算書における表示科目
 - (i) 取得日において取得企業が被取得企業に対して保有している資本持分が100%未満である企業結合のそれぞれについて、
 - (i) 取得日に認識した被取得企業に対する非支配持分の金額及び当該金額の測定基礎

公的説明責任のない子会社：開示

- (ii) 公正価値で測定している被取得企業に対する非支配持分のそれぞれについて、当該価値を測定するために使用した評価技法及び重大なインプット

37 取得企業は、報告期間の期首現在と期末現在ののれんの帳簿価額の調整表を開示しなければならない。この調整表は、過去の期間について表示する必要はない。調整表は次のことを区分して示さなければならない。

(a) 当報告期間中に認識した追加ののれん（取得時に、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」を適用して売却目的保有に分類する要件を満たす処分グループに含まれているのれんを除く）

(b) IAS 第 36 号「資産の減損」を適用して当報告期間中に認識した減損損失

(c) IFRS 第 5 号を適用して売却目的保有に分類した処分グループに含まれているのれん、及び当報告期間中に認識の中止を行ったのれんのうち過去に売却目的保有に分類される処分グループに含めてないもの

(d) その他の変動

38 企業が条件付対価資産を回収、売却するか若しくは他の形で権利を喪失するまで、又は企業が条件付対価負債を決済するか負債が取消し若しくは期限満了となるまでの、取得日後の各報告期間について、企業は、重要性がある企業結合のそれぞれについて、及び個々には重要性がなく集合的には重要性がある企業結合については合計で、次の事項を開示しなければならない。

(a) 認識した金額の変動（決済時に生じた差額を含む）

(b) 条件付対価を測定するために使用した評価技法及び主要なモデルのインプット

IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」⁶

39 非流動資産（又は処分グループ）が売却目的保有に分類されたか又は売却された期間において、企業は次のことを注記において開示しなければならない。

(a) その非流動資産（処分グループ）の記述

(b) 売却又は計画の事実及び状況の記述

40 IFRS 第 5 号の第 26 項又は第 29 項のいずれかが適用される場合、企業は、非流動資産（又は処分グループ）を売却する計画を変更する決定をした期間において、その旨及びその決定に至った状況の記述並びにその決定が当期及び表示している過去の期間に係る営業成績に与えた影響を開示しなければならない。

⁶ 企業が IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」を適用した場合に本基準書 [案] で要求している開示に加えて、IFRS 第 5 号の次の各項が依然として適用される要求事項において「開示する」という文言を使用している。第 12 項、第 33 項(a)及び第 34 項。

IFRS 第6号「鉱物資源の探査及び評価」

- 41 企業は、探査及び評価資産を資産の独立のクラスとして扱い、本基準書〔案〕の第148項から第150項（IAS第16号「有形固定資産」）又は本基準書〔案〕の第201項から第204項（IAS第38号「無形資産」）のいずれかで要求している開示を、当該資産をどのように分類するのかに合わせて、行わなければならない。

IFRS 第7号「金融商品：開示」

金融商品についての会計方針の開示

- 42 本基準書〔案〕の第123項に従って、企業は重要性がある会計方針情報を開示する。財務諸表を作成するにあたって使用した金融商品についての測定基礎に関する情報は、重要性がある会計方針情報であると見込まれる。

財政状態計算書—金融資産及び金融負債の区分

- 43 報告日現在の金融資産及び金融負債の下記の区分のそれぞれの帳簿価額を、財政状態計算書又は注記のいずれかで開示しなければならない。

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
- (b) 償却原価で測定する金融資産
- (c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（下記を区分して示す）
 - (i) IFRS第9号「金融商品」の4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
 - (ii) IFRS第9号の5.7.5項に従って、当初認識時にそのように指定した資本性金融商品に対する投資
- (d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（IFRS第9号の4.2.2項に従って純損益を通じて公正価値で測定するものに指定したものを区分して示す）
- (e) 償却原価で測定する金融負債

- 44 企業は、財政状態及び業績に対しての金融商品の重大性を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示しなければならない。例えば、長期債務については、そうした情報には通常、当該負債性金融商品の契約条件（金利、満期、返済予定、当該負債性金融商品が企業に課している制限など）が含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

- 45 企業が金融負債をIFRS第9号の4.2.2項に従って純損益を通じて公正価値で測定する指定をしていて、当該負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示するこ

公的説明責任のない子会社：開示

とを要求されている場合（IFRS 第 9 号の 5.7.7 項参照）には、次の事項を開示しなければならない。

(a) 当該金融負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の累計での変動額（負債の信用リスクの変動の影響の算定に関するガイダンスについては、IFRS 第 9 号の B5.7.13 項から B5.7.20 項参照）

(b) 当該金融負債の帳簿価額と、企業が満期時に債務の保有者に支払うことを契約で要求される金額との差額

46 企業が金融負債を IFRS 第 9 号の 4.2.2 項に従って純損益を通じて公正価値で測定する指定をしていて、当該負債の公正価値のすべての変動（当該負債の信用リスクの変動の影響を含む）を純損益に表示することを要求されている場合（IFRS 第 9 号の 5.7.7 項及び 5.7.8 項参照）には、次の事項を開示しなければならない。

(a) 当該金融負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の当期中及び累計での変動額（負債の信用リスクの変動の影響の算定に関するガイダンスについては、IFRS 第 9 号の B5.7.13 項から B5.7.20 項参照）

(b) 当該金融負債の帳簿価額と、企業が満期時に債務の保有者に支払うことを契約で要求される金額との差額

分類変更

47 企業は、当報告期間又は過去の報告期間において、金融資産を IFRS 第 9 号の 4.4.1 項に従って分類変更している場合には、開示しなければならない。そのような事象のそれぞれについて、企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) 分類変更日

(b) 事業モデルの変更の詳細な説明及びそれが企業の財務諸表に与える影響の定性的な記述

(c) 各区分へ及び各区分から分類変更された金額

48 分類変更から認識の中止までの各報告期間について、企業は、IFRS 第 9 号の 4.4.1 項に従って「純損益を通じて公正価値」の区分から償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値で測定するように分類変更した資産に関して、次の事項を開示しなければならない。

(a) 分類変更日に算定した**実効金利**

(b) 認識した金利収益

貸倒引当金

- 49 IFRS 第9号の4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の帳簿価額は、**損失評価引当金**を減額せず、企業は損失評価引当金を財政状態計算書において金融資産の帳簿価額の減額として独立表示してはならない。しかし、企業は損失評価引当金を財務諸表注記において開示しなければならない。

複数の組込デリバティブを含んだ複合金融商品

- 50 企業が負債部分と資本部分の両方を含んだ金融商品（IAS 第32号「金融商品：表示」の第28項参照）を発行していて、当該金融商品が、価値が相互依存している複数の組込デリバティブ（コーラブル転換可能負債性金融商品など）を含んでいる場合には、企業は、それらの特性の存在を開示しなければならない。

全体が認識の中止となるわけではない譲渡金融資産

- 51 譲渡金融資産の全部又は一部が認識の中止の要件を満たさない方法で、企業が金融資産を他の当事者に譲渡している場合には、企業はそうした金融資産の各クラスについて次の事項を開示しなければならない。
- (a) 当該資産の内容
 - (b) 企業が依然として晒されている所有に係るリスク及び経済価値の内容
 - (c) 企業が認識を継続する当該資産及び関連する負債の帳簿価額

担 保

- 52 企業が負債又は**偶発負債**の担保として金融資産を差し入れている場合には、次の事項を開示しなければならない。
- (a) 担保として差し入れた金融資産の帳簿価額
 - (b) 担保の差入れに関する契約条件

借入金に係る債務不履行及び契約違反

- 53 報告日現在で認識している**借入金**について、元本、利息、減債基金又は償還条件に関する契約違反又は債務不履行があり、報告日までに解消されなかった場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 契約違反又は債務不履行の詳細
 - (b) 報告日における関連する借入金の帳簿価額
 - (c) 財務諸表の発行の承認前に、契約違反若しくは債務不履行の解消又は当該借入金の条件の再交渉が行われたかどうか

収益、費用、利得又は損失の項目

- 54 企業は次の事項を区分して開示しなければならない。

公的説明責任のない子会社：開示

- (a) 以下について認識した**収益**、費用、利得及び損失（公正価値の変動を含む）
 - (i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債
 - (ii) 償却原価で測定する金融資産
 - (iii) 償却原価で測定する金融負債
 - (iv) IFRS 第9号の5.7.5項に従って、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する指定をした資本性金融商品に対する投資
 - (v) IFRS 第9号の4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（当期中にその他の包括利益に認識した利得又は損失の金額、及び認識の中止時にその他の包括利益の累計額から当期の純損益に振り替えた金額を区分して示す）
- (b) 純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産又は金融負債に係る金利収益総額及び金利費用総額（**実効金利法**により計算）
- (c) 金融資産の各クラスについての減損損失の金額
- (d) 以下から生じた手数料収益及び費用（実効金利の決定に含めた金額を除く）
 - (i) 純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産及び金融負債
 - (ii) 個人、信託、**退職給付制度**、その他の機関の代理として資産の保有し投資する結果となる信託及びその他の受託活動

ヘッジ会計

- 55 企業は、ヘッジすることを決定しヘッジ会計を適用しているリスク・エクスポージャーのリスク区分のそれぞれについてリスク管理戦略を説明しなければならない。この説明は、財務諸表利用者が（例えば）次のことを評価できるようなものとすべきである。
- (a) それぞれのリスクがどのように発生するのか
 - (b) 企業はそれぞれのリスクをどのように管理しているのか。これには、企業が項目全体をすべてのリスクについてヘッジしているのか、ある項目のリスク要素をヘッジしているのか、及びその理由が含まれる。
 - (c) 企業が管理しているリスク・エクスポージャーの程度
- 56 企業は、ヘッジすることを決定しヘッジ会計が適用されるリスク・エクスポージャーの各リスク区分について別々に、次の事項を開示しなければならない。
- (a) **ヘッジ手段**の記述（名目金額（トン数や立方メートルなど）及びそれらがリスク・エクスポージャーのヘッジにどのように使用されるのかを含む）
 - (b) ヘッジしようとしているリスクの性質（**ヘッジ対象**の記述を含む）

- (c) 企業がヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係をヘッジ有効性評価の目的でどのように決定しているのか
- (d) 企業が特定のリスク要素をヘッジ対象に指定する場合（IFRS 第9号の6.3.7項参照）には、企業はヘッジ対象として指定されるリスク要素をどのように決定したのかに関する情報（リスク要素と項目全体との間の関係の性質の記述を含む）を提供しなければならない。

57 企業は、表形式で、ヘッジ手段に指定した項目に関する次の金額を、ヘッジの各種類（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）についてリスク区分ごとに区別して開示しなければならない。

- (a) ヘッジ手段の帳簿価額（金融資産を金融負債と区別）
- (b) ヘッジ手段を含んでいる財政状態計算書上の表示科目
- (c) 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ手段の公正価値の変動

58 企業は、表形式で、ヘッジの各種類について次の金額をリスク区分ごとに区別して開示しなければならない。

- (a) 公正価値ヘッジについて
 - (i) 財政状態計算書に認識したヘッジ対象の帳簿価額（資産を負債と区分して表示）
 - (ii) 財政状態計算書に認識したヘッジ対象の帳簿価額に含めたヘッジ対象に係る公正価値ヘッジ調整の累計額（資産を負債と区分して表示）
 - (iii) ヘッジ対象を含んでいる財政状態計算書の表示科目
 - (iv) 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動
 - (v) 純損益（又は、企業がIFRS第9号の5.7.5項に従って公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを選択した資本性金融商品のヘッジについては、その他の包括利益）に認識したヘッジ非有効部分（すなわち、ヘッジ手段とヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失の差額）
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて
 - (i) 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動（すなわち、キャッシュ・フロー・ヘッジについては、認識したヘッジ非有効部分をIFRS第9号の6.5.11項(c)に従って算定するのに用いた価値の変動）
 - (ii) 純損益に認識したヘッジ非有効部分

公的説明責任のない子会社：開示

- (iii) キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金又は外貨換算剰余金から組替調整額（IAS 第 1 号参照）として純損益に振り替えた金額（ヘッジ会計をこれまで使用していたがヘッジしていた将来キャッシュ・フローの発生が見込まれなくなった金額と、ヘッジ対象が純損益に影響を与えたことにより振り替えた金額とを区別）
- (iv) その他の包括利益に認識された当報告期間のヘッジ利得又は損失

金利指標改革から生じる不確実性

59 IFRS 第 9 号の 6.8.4 項から 6.8.12 項又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の第 102D 項から第 102N 項に示した例外を企業が適用するヘッジ関係について、企業は次のことを開示しなければならない。

- (a) 企業のヘッジ関係が晒されている重大な金利指標
- (b) 企業が管理しているリスク・エクスポージャーのうち、金利指標改革の影響を直接に受けるものの範囲
- (c) 企業が代替的な指標金利への移行のプロセスをどのように管理しているか
- (d) 企業がこれらの各項を適用するにあたって行った重大な仮定又は判断の記述（例えば、どのような場合に、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在していないのかに関する仮定又は判断）
- (e) 当該ヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額

金利指標改革に関する追加的な開示

60 企業は、リスク管理戦略の変更が、代替的な指標金利への移行により金融商品から生じる、企業が晒されているリスクから生じた場合には、当該変更の記述（第 55 項参照）を開示しなければならない。

公正価値

61 場合によっては、企業は金融資産又は金融負債の当初認識時に利得又は損失を認識しないことがある。公正価値が、同一の資産又は負債についての**活発な市場**における相場価格（**レベル 1 のインプット**）による証拠がなく、観察可能な市場からのデータのみを使用する評価技法に基づいてもいない（IFRS 第 9 号の B5.1.2A 項参照）ことによる。このような場合には、企業は金融資産又は金融負債のクラスごとに次の事項を開示しなければならない。

- (a) **市場参加者**が当該資産又は負債の価格付けを行う際に考慮する要素（時間を含む）における変動を反映するための、当初認識時の公正価値と**取引価格**との差額の純損益への認識についての会計方針（IFRS 第 9 号の B5.1.2A 項(b)参照）

- (b) 期首及び期末において純損益にまだ認識していない差額の総額及びこの差額の残高の変動の調整表
- (c) 取引価格が公正価値の最善の証拠ではないと企業が判断した理由（公正価値を裏付ける証拠の記述を含む）

信用リスク管理実務

62 企業は、信用リスク管理実務並びにそれが**予想信用損失**の認識及び測定にどのように関連するのかを説明しなければならない。この目的を満たすため、IFRS 第9号の5.5.15項から5.5.16項における単純化したアプローチを適用していない企業は、財務諸表利用者が以下のことを理解し評価することを可能にする情報を開示しなければならない。

- (a) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかを企業がどのように決定したのか。これには、以下に該当するかどうか及びどのように該当するのかが含まれる。
 - (i) 金融商品がIFRS 第9号の5.5.10項に従って信用リスクが低いと考えられる（それが適用される金融商品のクラスを含む）。
 - (ii) IFRS 第9号の5.5.11項における推定（金融資産が30日超の期日経過である場合には、当初認識以降の信用リスクの著しい増大がある）が反証された。

(b) 債務不履行についての企業の定義（その定義を選択した理由を含む）

63 企業は、IFRS 第9号のセクション5.5における要求事項を適用するために用いるインプット、仮定及び見積技法を説明しなければならない。この目的上、企業は以下の事項を開示しなければならない。

- (a) インプット及び仮定の基礎並びに以下のために使用する見積技法
 - (i) 12か月の**予想信用損失**及び**全期間の予想信用損失**の測定
 - (ii) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかの判定
 - (iii) 金融資産が**信用減損金融資産**なのかどうかの判定
- (b) 将来予測的な情報を**予想信用損失**の算定にどのように織り込んだのか（マクロ経済情報の使用を含む）
- (c) 報告期間中に行った見積技法又は重大な仮定の変更及び当該変更の理由

予想信用損失から生じた金額に関する定量的情報及び定性的情報

64 損失評価引当金の変動及び当該変動の理由を説明するため、企業は、金融商品のクラス別に、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を、表形式で、以下についての当期中の変動を区分して、提供しなければならない。

公的説明責任のない子会社：開示

- (a) 12か月の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金
- (b) 以下について、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金
 - (i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品
 - (ii) 報告日時点で信用減損している（しかし購入又は組成した信用減損金融資産ではない）金融資産
 - (iii) 損失評価引当金がIFRS第9号の5.5.15項に従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権
- (c) 購入又は組成した信用減損金融資産。企業は、当報告期間中に当初認識した金融資産に係る当初認識時の割引前の予想信用損失の合計額も開示しなければならない。

損失評価引当金の変動

- 65 ローン・コミットメント及び**金融保証契約**については、損失評価引当金は**引当金**として認識される。企業は、金融資産に係る損失評価引当金の変動に関する情報を、ローン・コミットメント及び金融保証契約に係るものと区別して開示すべきである。しかし、ある金融商品が貸付金（金融資産）と未行使コミットメント（ローン・コミットメント）の両方の部分を含んでいて、企業がローン・コミットメント部分に係る予想信用損失を貸付金部分に係るものと区別して識別することができない場合には、ローン・コミットメント部分に係る予想信用損失を金融資産に係る損失評価引当金と一括して認識すべきである。この合算された予想信用損失が**金融資産の総額での帳簿価額**を超える範囲では、予想信用損失を引当金として認識すべきである。
- 66 本基準書〔案〕の第64項に従って開示した損失評価引当金の変動を財務諸表利用者が理解できるようにするため、企業は、当期中の金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの説明を提供しなければならない。当該情報は、本基準書〔案〕の第64項(a)から(c)に列挙した損失評価引当金を表す金融商品について区分して提供しなければならない。関連する定量的情報及び定性的情報を含めなければならない。損失評価引当金の変動に寄与した金融商品の総額での帳簿価額の変動には、次のものが含まれる場合がある。
- (a) 当報告期間中に組成又は購入した金融商品による変動
 - (b) 金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更のうちIFRS第9号に従って当該金融資産の認識の中止を生じないもの
 - (c) 当報告期間中に認識の中止が行われた金融商品（直接償却されたものを含む）による変動
 - (d) 損失評価引当金が12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失のどちらに等しい金額で測定されるのかによって生じた変動

信用リスク・エクスポージャー

67 財務諸表利用者が企業の信用リスク・エクスポージャーを評価し、著しい信用リスクの集中を理解することができるようにするため、企業は、**信用リスク格付け**ごとに、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーを開示しなければならない。企業は、この情報を以下の金融商品について区分して提供しなければならない。

- (a) 損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融商品
- (b) 損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していて、以下に該当する金融商品
 - (i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品
 - (ii) 報告日時点で信用減損している金融資産（しかし、購入又は組成した信用減損金融資産ではない）
 - (iii) 損失評価引当金がIFRS第9号の5.5.15項に従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権
- (c) 購入又は組成した信用減損金融資産であるもの

IFRS第12号「他の企業への関与の開示」

68 企業は次のものへの関与を区分して開示しなければならない。

- (a) 子会社
- (b) 共同支配企業
- (c) 関連会社

子会社への関与

69 企業が子会社への関与を有している場合には、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 計算書が連結財務諸表である旨
- (b) 親会社が、直接に又は子会社を通じて間接的に、他の企業の議決権の過半を保有していない場合に、支配が存在していると結論を下した根拠
- (c) 連結財務諸表の作成に使用した親会社と子会社の財務諸表の報告日の相違
- (d) 子会社が現金配当の形式で又は借入金を返済するために親会社に資金を移転する能力に対する重大な制限（例えば、借入契約又は規制上の要求事項から生じたもの）の性質及び範囲

報告期間中の子会社に対する支配の喪失の帰結

- 70 企業は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の第 25 項に従って計算した利得又は損失（もしあれば）を、次の事項とともに開示しなければならない。
- (a) 当該利得又は損失のうち、旧子会社に対して保持している投資を支配喪失日現在の公正価値で測定することに起因する部分
 - (b) 当該利得又は損失が認識されている純損益の表示科目（独立表示していない場合）

投資企業の地位

- 71 親会社が IFRS 第 10 号の第 27 項に従って自らが**投資企業**であると決定し、かつ、投資企業の典型的な特徴（IFRS 第 10 号の第 28 項参照）のうちの 1 つ又は複数をもっていない場合には、それでも自らが投資企業であると結論を下した理由を開示しなければならない。
- 72 企業が投資企業になった場合、又は投資企業でなくなった場合には、投資企業の地位の変動及びその変動の理由を開示しなければならない。さらに、投資企業になった企業は、その地位の変動が表示する期間の財務諸表に与える影響を開示しなければならない。これには次の事項が含まれる。
- (a) 連結しなくなった子会社の、地位の変動の日現在の、公正価値の合計
 - (b) IFRS 第 10 号の B101 項に従って計算した利得又は損失の合計（もしあれば）
 - (c) 当該利得又は損失が認識されている純損益の表示科目（区分表示していない場合）

非連結の子会社への関与（投資企業）

- 73 IFRS 第 10 号に従って、連結への例外措置を適用して、子会社に対する投資を純損益を通じて公正価値で会計処理することを要求されている投資企業は、その旨を開示しなければならない。
- 74 投資企業は、非連結の子会社が投資企業に配当の形で資金を移転するか又は借入金を返済する能力に対する重大な制限の内容及び範囲（例えば、借入契約、規制上の要求又は契約上の取決めにより生じたもの）を開示しなければならない。

共同支配企業及び関連会社への関与

- 75 投資企業は、本基準書 [案] の第 76 項で要求している開示を提供する必要がない。
- 76 共同支配企業に対する投資、及びそれとは区分して、関連会社に対する投資について、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 共同支配企業に対する投資及び関連会社に対する投資が、**持分法**を用いて測定されるのか、公正価値で測定されるのか

(b) 共同支配企業に対する投資及び関連会社に対する投資の帳簿価額（持分法を用いて測定した投資と公正価値で測定した投資を区分して示す）

(c) 共同支配企業又は関連会社に対する投資の公正価値（投資の市場価格に相場があり、企業が当該共同支配企業又は関連会社を持分法で会計処理している場合）

77 持分法で会計処理する共同支配企業及び持分法で会計処理する関連会社に対する投資について、投資者は、純損益に対する持分及び**非継続事業**に対する持分を区分して開示しなければならない。

78 企業は、共同支配企業に対するコミットメントの総額（他の共同支配投資者と共同で行ったコミットメントに対する持分を含む）を開示しなければならない。コミットメントとは、現金又は他の資源の将来の流出を生じさせる可能性のあるものである。

IFRS 第 13 号「公正価値測定」

79 企業は、当初認識後に財政状態計算書において公正価値（IFRS 第 13 号の範囲に含まれる公正価値に基づく測定を含む）で測定する資産及び負債の各クラスについて、次の事項を開示しなければならない。

(a) 当報告期間の末日現在の帳簿価額

(b) 公正価値測定が全体で区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル 1、2 又は 3）

(c) 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定及び非経常的な公正価値測定の記述、並びに公正価値測定に用いたインプット

80 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定について、企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) 純損益に認識した当期の利得又は損失の合計額、及び当該利得又は損失が認識されている純損益における表示科目

(b) その他の包括利益に認識した当期の利得又は損失の合計額、及び当該利得又は損失が認識されているその他の包括利益における表示科目

81 資産及び負債のクラスは、財政状態計算書で表示している表示科目よりも細分する必要がある場合が多いであろう。しかし、企業は財政状態計算書において表示している表示科目への調整を可能とするのに十分な情報を提供しなければならない。企業は、資産及び負債の適切なクラスを、次のことに基づいて決定しなければならない。

(a) 当該資産又は負債の性質、特性及びリスク

(b) 公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル

公的説明責任のない子会社：開示

- 82 企業が IFRS 第 13 号の第 48 項における例外措置（市場リスク又は相手先の信用リスクが相殺しあうポジションを有する金融資産及び金融負債）を使用する会計方針の決定を行う場合には、その旨を開示しなければならない。
- 83 企業は、本基準書〔案〕の第 79 項から第 82 項で要求している定量的開示を表形式で表示しなければならない。ただし、他の様式の方が適切である場合を除く。

IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」

- 84 財務諸表利用者が企業の**料金規制対象活動**の内容及びそれに関連したリスクを評価するのに役立つため、企業は料金規制対象活動のそれぞれの種類について、下記を開示しなければならない。
- (a) 料金規制対象活動の内容と程度及び規制上の料金設定プロセスの内容の簡潔な記述
 - (b) **料金規制機関**の身分。料金規制機関が**関連当事者**（IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義）である場合には、企業はその旨の記述を、どのような関連があるのかの説明とともに、開示しなければならない。
- 85 第 84 項で要求している開示は、財務諸表において、注記で直接に、又は財務諸表から他の報告書（経営者による説明又はリスク報告書など、財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能であるもの）への相互参照により組み込むかのいずれにより、示さなければならない。当該情報が財務諸表に直接に記載されず、相互参照での組み込みもしていない場合には、財務諸表は不完全である。
- 86 企業は、**規制繰延勘定残高**の認識及び認識の中止の基礎並びに当初及び事後の測定の方法を開示しなければならない。これには、規制繰延勘定残高の回収可能性の評価の方法や減損損失の配分方法が含まれる。
- 87 料金規制対象活動の各種類について、企業は、規制繰延勘定残高の各クラスについて、期首と期末の帳簿価額の調整表を表形式で開示しなければならない。ただし、他の様式の方が適切である場合は除く。企業は、必要な詳細さのレベルを決定するにあたり判断を適用しなければならない（IFRS 第 14 号の第 28 項から第 29 項参照）が、下記の内訳項目は通常は関連性がある。
- (a) 当期に財政状態計算書において、規制繰延勘定残高として認識した金額
 - (b) 純損益及びその他の包括利益の計算書において、当期に回収（償却と呼ばれる場合もある）又は返還した残高に関して認識した金額
 - (c) 規制繰延勘定残高に影響を与えた他の別個に識別された金額。例えば、減損、企業結合で取得したか又は引き受けた項目、処分した項目、あるいは外国**為替レート**又は割引率の変動の影響

- 88 企業が、規制繰延勘定残高がもはや全額が回収可能又は返還可能というわけではなくなると判断した場合には、その旨、回収可能又は返還可能でない理由、規制繰延勘定残高を減額した金額を開示しなければならない。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

顧客との契約から生じる収益に関する一般的な開示

- 89 企業は、顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性が経済的要因にどのように影響を受けるのかを描写する区分に分解して開示しなければならない。適切である可能性のある区分には、次のものがある。
- (a) 財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）
 - (b) 地理的区分（例えば、国又は地域）
 - (c) 市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）
 - (d) 契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）
 - (e) 契約の存続期間（例えば、短期契約と長期契約）
 - (f) 財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）
 - (g) 販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）
- 90 企業が IFRS 第 8 号「事業セグメント」を適用する場合、企業は財務諸表利用者が分解した収益の開示（第 89 項で要求している）と各報告セグメントについて開示している収益情報との関係を理解できるようにするのに十分な情報を開示しなければならない。

顧客との契約

- 91 他の IFRS 基準書を適用して包括利益計算書で金額が区分して表示されている場合を除き、企業は企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について当報告期間に（IFRS 第 9 号の適用によって）認識した減損損失の金額を開示しなければならず、これを企業は当報告期間の他の契約からの減損損失と区分して開示しなければならない。

契約残高

- 92 企業は、次の事項を開示しなければならない。
- (a) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び**契約負債**の期首残高及び期末残高（区分して表示又は開示していない場合）
 - (b) 当報告期間に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの
 - (c) 過去の期間に充足又は部分的に充足した**履行義務**に関して、当報告期間に認識した

公的説明責任のない子会社：開示

収益（例えば、取引価格の変動）

- 93 企業は、当報告期間中の契約資産及び契約負債の残高の重大な変動を説明しなければならない。

履行義務

- 94 企業は、顧客との契約における履行義務に関する情報を開示しなければならない。これには次の記述が含まれる。

- (a) 重大な支払条件（例えば、通常の支払期限、契約に重大な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、変動対価の見積りが IFRS 第 15 号の第 56 項から第 58 項に従って通常制限されるのかどうか）
- (b) 返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務
- (c) 製品保証及び関連する義務の種類

一定の期間にわたり充足される契約から生じる収益に関連した開示

- 95 企業が一定の期間にわたり充足する履行義務について、企業は収益を認識するために使用した方法を開示しなければならない（例えば、使用したアウトプット法又はインプット法の記述及びそれらの方法をどのように適用しているのか）

残存履行義務に配分した取引価格

- 96 企業は、未充足の履行義務の重大性及びいつ充足されると見込まれるのかについての定量的又は定性的な説明を提供しなければならない。実務上の便法として、次の条件のいずれかに該当する場合には、企業はこの情報を履行義務について開示する必要がない。

- (a) 当該履行義務が、当初の予想存続期間が 1 年以内の契約の一部である。
- (b) 企業が当該履行義務の充足から生じる収益を IFRS 第 15 号の B16 項に従って認識している。

取引価格の決定—変動対価

- 97 企業は、変動対価の見積りが制限されているかどうかの評価に使用した方法、インプット及び仮定に関する情報を開示しなければならない。

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

- 98 企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 顧客との契約の獲得又は履行のために発生したコストから（IFRS 第 15 号の第 91 項又は第 95 項を適用して）認識した資産について、資産の主要区分別（例えば、顧客との契約の獲得のためのコスト、契約前コスト及びセットアップコスト）の期末残高

(b) 当報告期間に認識した償却及び減損損失の金額

実務上の便法

99 企業が IFRS 第 15 号の第 63 項（重大な金融要素の存在）又は IFRS 第 15 号の第 94 項（契約獲得の増分コスト）のいずれかにおける実務上の便法の使用を選択する場合には、その旨を開示しなければならない。

IFRS 第 16 号「リース」⁷

リース

100 IFRS 第 16 号の第 6 項を適用して会計処理するリース（短期リース又は原資産が少額であるリース）を除いて、借手は次の事項を開示しなければならない。

(a) 使用権資産について、原資産のクラス別に、

- (i) 当報告期間の末日現在の帳簿価額
- (ii) 減価償却費
- (iii) 追加

(b) リース負債に係る金利費用

(c) 当報告期間の末日現在のリース負債

(d) 当報告期間の末日までに開始したリースについて、報告期間の末日現在の将来のリース料の合計額

- (i) 報告日から 1 年以内
- (ii) 報告日から 1 年超 5 年以内
- (iii) 報告日から 5 年超

(e) 借手の重大なリース契約の一般的な記述（変動リース料、更新又は購入選択権及びエスカレーション条項、サブリース、解約オプション、リース契約によって課された制限に関する情報を含む）

101 減損が IAS 第 36 号を借手の使用権資産に適用して認識（又は戻入れ）された場合には、企業は本基準書 [案] の第 190 項から第 191 項で要求している開示を提供する。

102 借手が使用権資産を IAS 第 16 号を適用して再評価額で測定する場合には、借手は当該使用権資産について本基準書 [案] の第 150 項で要求している開示を提供する。

⁷ 本基準書 [案] が要求している、企業が IFRS 第 16 号「リース」を適用している場合の開示に加えて、IFRS 第 16 号の次の項が、依然として適用される要求において「開示する」という文言を使用している：第 47 項

公的説明責任のない子会社：開示

- 103 借手は、短期リースについて、及び別個に、原資産が少額である他のリースについて、企業が IFRS 第 16 号の第 6 項を適用した報告期間に費用として認識したリース料を開示しなければならない。短期リースについて開示する費用には、リース期間が 1 か月以下であるリースについての費用を含める必要はない。
- 104 借手は、報告期間末で契約済みの短期リースのポートフォリオが、第 103 項を適用して開示した短期リース費用が関連している短期リースのポートフォリオと異質である場合には、IFRS 第 16 号の第 6 項を適用して会計処理した短期リースに係るリース約定の金額を開示しなければならない。
- 105 借手が IFRS 第 16 号の第 46A 項の実務上の便法を適用する場合、借手は次の事項を開示しなければならない。
- (a) IFRS 第 16 号の第 46B 項の条件を満たすすべての賃料減免に実務上の便法を適用した旨、又は、そのような賃料減免のすべてに適用したわけではない場合には、実務上の便法を適用した契約の性質に関する情報（IFRS 第 16 号の第 2 項参照）
 - (b) 借手が IFRS 第 16 号の第 46A 項の実務上の便法を適用した賃料減免から生じるリース料の変更を反映するために、当報告期間の純損益に認識した金額

貸手

ファイナンス・リース

- 106 ファイナンス・リースについて、貸手は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 当報告期間の末日現在の**正味リース投資未回収額**と当報告期間の末日現在の割引前のリース料債権との調整表。貸手は、当報告期間の末日現在の割引前のリース料債権も開示しなければならない。
 - (i) 報告日から 1 年以内
 - (ii) 報告日から 1 年超 5 年以内
 - (iii) 報告日から 5 年超
 - (b) **未稼得金融収益**
 - (c) 貸手の便益に対して発生した割引後の**無保証残存価値**
 - (d) 回収不能のリース料債権に係る**損失評価引当金**
 - (e) 正味リース投資未回収額の測定に含めていない変動リース料に関して当期に認識した**収益**
 - (f) 貸手の重大なリース契約に関する一般的な記述（変動リース料、更新又は購入選択権及びエスカレーション条項、サブリース、並びにリース契約によって課された制限に関する情報を含む）

オペレーティング・リース

107 オペレーティング・リースについて、貸手は次の事項を開示しなければならない。

(a) 将来のリース料債権

(i) 報告日から1年以内

(ii) 報告日から1年超5年以内

(iii) 報告日から5年超

(b) 指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料に関して当期に認識した収益

(c) 貸手の重大なリース契約に関する一般的な記述（変動リース料、更新又は購入選択権及びエスカレーション条項、サブリース、並びにリース契約によって課された制限に関する情報を含む）

108 第41項、第148項から第150項、第190項から第195項及び第201項から第212項における資産に関する開示についての要求事項は、オペレーティング・リースに基づいて提供されている資産についての貸手にも適用される。

セール・アンド・リースバック取引：借手及び貸手

109 第100項から第108項における借手及び貸手についての開示要求は、セール・アンド・リースバック取引にも適用される。要求される重大なリース契約の記述には、独特の又は通例でない合意の提供や、セール・アンド・リースバック取引の条件についての記述が含まれる。

IAS 第1号「財務諸表の表示」⁸

適正な表示及びIFRS基準への準拠

110 財務諸表がIFRS基準に準拠している企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を注記において行わなければならない。財務諸表がIFRS基準のすべての要求事項に準拠していない限り、企業は当該財務諸表がIFRS基準に準拠していると記載してはならない。企業はこの記述を、本基準書[案]を適用した旨（本基準書[案]の第22項が要求している）の記述とともに行わなければならない。

111 IAS 第1号の第19項に従って、あるIFRS基準書の要求事項から離脱する場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。

⁸ 本基準書[案]が要求している、企業がIAS 第1号「財務諸表の表示」を適用している場合の開示に加えて、IAS 第1号の次の各項が、依然として適用される要求事項において「開示する」という文言を使用している：第15項、第17項(c)、第25項、第31項、第36項、第51項、第53項、第92項、第94項、第99項、第103項、第106項(d)及び第110項

公的説明責任のない子会社：開示

- (a) 当該財務諸表が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを適正に表示していると経営者が判断した旨
 - (b) 適正な表示を達成するために特定の要求事項から離脱したことを除いては、適用されるIFRS基準書に準拠している旨
 - (c) 企業が離脱したIFRS基準書の表題、離脱の内容（IFRS基準書が要求する通常の処理を含む）、当該処理を行うことが当該状況において「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）に示されている財務諸表の目的に反するほどに誤解を招くとした理由、及び採用した処理
 - (d) 表示している各期間について、その要求事項に従って報告した場合と比較して当該離脱が財務諸表の各項目に及ぼす財務上の影響
- 112 企業が、ある過去の期間において、ある IFRS 基準書の要求事項から離脱し、当該離脱が当期の財務諸表に認識されている金額に影響を与えている場合には、企業は本基準書 [案] の第 111 項(c)及び(d)に示した開示を行わなければならない。
- 113 ある IFRS 基準書におけるある要求に従うことが「概念フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反するほどに誤解を招くと経営者は判断するが、関連する規制上の枠組みがその要求からの離脱を禁止している極めて稀な状況においては、企業は、次の事項を開示することにより、当該準拠が誤解を生じさせる局面を最大限可能な範囲で減少させなければならない。
- (a) 問題となる IFRS 基準書の表題、その要求の内容、その要求に従うことが当該状況において「概念フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反するほどに誤解を招くと経営者が判断した理由
 - (b) 表示している各期間について、経営者が適正な表示を達成するのに必要と判断した財務諸表の各項目に対する調整

比較情報

会計方針の変更、遡及的修正再表示又は組替え

- 114 企業が IAS 第 1 号の第 40A 項に従って追加の財政状態計算書の表示を要求される場合には、本基準書 [案] の第 115 項から第 116 項及び第 134 項から第 140 項で要求している情報を開示しなければならない。しかし、前期の期首現在の期首財政状態計算書に関連する注記を表示する必要はない。
- 115 企業が財務諸表上の項目の表示又は分類を変更する場合には、組替えが実務上不可能な場合を除き、比較金額を組み替えなければならない。比較金額を組み替える際に、企業は次の事項を開示しなければならない（前期の期首現在を含む）。
- (a) 組替えの内容

(b) 組み替えたそれぞれの項目又はクラスの金額

(c) 組替えの理由

116 比較金額の組替えが実務上不可能である場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) 当該金額を組み替えない理由

(b) 当該金額を組み替えていたならば行われたであろう修正の性質

財政状態計算書又は注記のいずれかに表示すべき情報

117 企業は、次の事項を財政状態計算書において表示するか又は注記において開示しなければならない。

(a) 有形固定資産（IAS第16号に従って、企業に適した分類で）

(b) 営業債権及びその他の債権（関連当事者からの債権金額、他の当事者からの債権金額及び契約資産から生じた債権金額を区分して示す）

(c) 棚卸資産（IAS第2号「棚卸資産」に従って、企業に適した分類で）

(d) 営業債務及びその他の債務（仕入先への債務金額、関連当事者への債務、繰延収益及び未払費用を区分して示す）

(e) 従業員給付に係る引当金及びその他の引当金

(f) 資本の各クラス（払込資本金、資本剰余金、利益剰余金及びその他の包括利益に認識し資本の中で区分して表示している収益及び費用の項目など）

118 株式資本がある企業は、次の事項を財政状態計算書において表示するか又は注記において開示しなければならない。

(a) 株式資本のクラスごとに、

(i) 授権株式数

(ii) 全額払込済みの発行済株式数及び未払込額のある発行済株式数

(iii) 1株当たりの額面金額又は無額面である旨

(iv) 発行済株式総数の期首と期末の調整表。この調整表は過去の期間については表示する必要はない。

(v) そのクラスに付随している権利、優先権及び制限（配当の分配及び資本の払戻しに関する制限を含む）

(vi) 企業自身又は企業の子会社若しくは関連会社が保有する企業の株式

公的説明責任のない子会社：開示

(vii) オプション契約による発行及び株式の売渡契約のために留保している株式
(契約条件及び金額を含む)

(b) 資本に含まれている剰余金のそれぞれの内容

119 株式資本がない企業（パートナーシップや信託など）は、第 118 項(a)で要求している情報に相当する情報を開示しなければならない（資本の各区分の当期中の変動、並びに資本の各区分に付随している権利、優先権及び制限を示す）。

注記の構成

120 注記は、次のことを行わなければならない。

(a) 第 123 項から第 125 項で要求しているように、財務諸表の作成の基礎及び使用した具体的な会計方針に関する情報を表示する。

(b) 本基準書 [案] で要求している情報のうち、財務諸表の他の場所で表示されていないものを開示する。

(c) 財務諸表の他の場所で表示されていないが、財務諸表の理解への目的適合性がある情報を提供する。

121 企業は、実務上可能な限り、注記を体系的な方法で記載しなければならない。企業は、財務諸表における各項目を注記における関連情報と相互参照しなければならない。

122 注記の体系的な順序の一例は、次のように、純損益及びその他の包括利益の計算書並びに財政状態計算書における表示科目の順序に従うことであろう。

(a) 財務諸表が IFRS 基準及び本基準書 [案] に準拠して作成されている旨の記述（それぞれ、本基準書 [案] の第 110 項及び第 22 項参照）

(b) 重要性がある会計方針情報（第 123 項参照）

(c) 財務諸表において表示している項目についての裏付け情報（各計算書及び各科目が表示されている順序で）

(d) その他の開示

会計方針の開示

123 企業は、重要性がある会計方針情報を開示しなければならない（IAS 第 1 号の第 7 項参照）。会計方針情報は、企業の財務諸表に含まれている他の情報と合わせて考えた場合に、一般目的財務諸表の**主要な利用者**が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得るならば、重要性がある。

判断に関する情報

124 企業は、重要性がある会計方針又は他の注記とともに、見積りを伴う判断（第125項参照）とは別に、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重大な影響を与えているものを開示しなければならない。企業が開示することを要求される可能性がある判断の例として、次のことを決定する判断がある。

- (a) 顧客との契約から生じる収益を認識する際に、取引価格、履行義務に配分された金額、及び履行義務の充足の時期
- (b) 公正価値測定に関する開示を提供すべき資産及び負債の適切なクラス
- (c) 企業が他の企業に対する支配を有していること
- (d) 企業がある取決めの**共同支配**又は他の企業に対する**重要な影響力**を有していること
- (e) 取決めが**別個のビークル**を通じて組成されている場合の**共同支配の取決めの種類**（すなわち、**共同支配事業**又は**共同支配企業**）
- (f) 企業が投資企業であること

見積りの不確実性の発生要因

125 企業は、当報告期間の末日における、将来に関して行う仮定、及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じる重大なリスクがあるものに関する情報を注記において開示しなければならない。当該資産及び負債に関して、注記には次の事項の詳細を記載しなければならない。

- (a) それらの性質
- (b) 当報告期間の末日現在の帳簿価額

配当の開示

126 企業に複数のクラスの株式がある場合には、支払った配当（総額又は1株当たり）を**普通株式**と他の株式について区分して開示しなければならない。

報告企業

127 企業は注記において次の事項を開示しなければならない。

- (a) 当該企業の本拠地及び法的形態、法人設立国並びに登録上の本社の住所（又は登記住所と異なる場合の主要な事業所の所在地）
- (b) 当該企業の事業内容及び主要な活動に関する記述

IAS 第2号「棚卸資産」

128 企業は、次の事項を開示しなければならない。

公的説明責任のない子会社：開示

- (a) 棚卸資産の測定にあたって採用した会計方針（使用した原価算定方式を含む）
- (b) 棚卸資産の帳簿価額の合計額及びその企業に適した分類での帳簿価額
- (c) 期中に費用に認識した棚卸資産の金額
- (d) IAS 第 2 号の第 34 項に従って純損益に認識したか又は戻し入れた評価減の金額
- (e) 負債の担保として差し入れた棚卸資産の帳簿価額の合計額

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」⁹

非資金取引

129 企業は、現金又は**現金同等物**の使用を必要としない投資及び財務取引を、キャッシュ・フロー計算書から除外しなければならない。企業は、当該取引を、**投資活動**及び**財務活動**に関するすべての関連性のある情報が提供されるような方法で、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。

財務活動から生じた負債の変動

130 企業は、財務活動から生じた負債について財政状態計算書における期首残高と期末残高の調整表を開示しなければならない。財務活動から生じた負債とは、キャッシュ・フロー（又は将来キャッシュ・フロー）がキャッシュ・フロー計算書において財務活動から生じたキャッシュ・フローに分類される負債である。調整表には次の事項を含めなければならない。

- (a) 財務キャッシュ・フローによる変動
- (b) 子会社又は他の**事業**に対する支配の獲得又は喪失から生じた変動
- (c) 外国為替レート変動の影響
- (d) 公正価値の変動
- (e) その他の変動

現金及び現金同等物の内訳

131 企業は、現金及び現金同等物の内訳を開示し、キャッシュ・フロー計算書において表示している金額と、財政状態計算書で表示している対応する項目との調整表を表示しなければならない。ただし、キャッシュ・フロー計算書において表示している現金及び現金同等物の金額が、財政状態計算書において同様に記載されている金額と同一である場合には、企業はこの調整表を表示することを要求されない。

⁹ 本基準書 [案] が要求している、企業が IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」を適用している場合の開示に加えて、IAS 第 7 号の次の各項が、依然として適用される要求事項において「開示する」という文言を使用している：第 16 項から第 18 項、第 20 項、第 31 項から第 32 項、第 35 項から第 36 項

- 132 世界中での資金管理実務及び銀行との取決めの多様性を考慮し、また、IAS第1号に準拠するために、企業は、現金及び現金同等物の内訳を決定する際に採用している方針を開示する。

その他の開示

- 133 企業は、経営者による説明とともに、企業が保有していて利用可能ではない重大な現金及び現金同等物の金額を開示しなければならない。為替管理やその他の法律上の制限は、企業が保有している現金及び現金同等物を企業が利用可能ではない理由の一例である可能性がある。

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

会計方針の変更

- 134 あるIFRS基準書の適用開始が、当期又は過去の期間に影響を与えている場合、そのような影響があるが修正額の算定が実務上不可能である場合、又は将来の期間に影響を与える可能性がある場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 当該IFRS基準書の表題
 - (b) 該当する場合には、会計方針の変更が経過措置に従って行われた旨
 - (c) 会計方針の変更の性質
 - (d) 該当する場合には、経過措置の記述
 - (e) 該当する場合には、将来の期間に影響を与える可能性がある経過措置
 - (f) 当期及び表示する過去の各期間について、実務上可能な範囲で、次の事項に関する修正額
 - (i) 影響を受ける財務諸表の各科目
 - (ii) 企業がIAS第33号「1株当たり利益」を適用している場合、基本的及び希薄化後1株当たり利益
 - (g) 表示している期間よりも前の期間に関する修正額（実務上可能な範囲で）
 - (h) IAS第8号の第19項(a)又は(b)で求められる遡及適用が、特定の過去の期間について又は表示する期間よりも前の期間について実務上不可能である場合には、その状態が存在するに至った状況、及び会計方針の変更がどのように、そしていつから適用されているかの記述

その後の期間の財務諸表でこれらの開示を繰り返す必要はない。

公的説明責任のない子会社：開示

135 会計方針の任意の変更が、当期又は過去の期間に影響を与えている場合、当該期間に影響があるが修正額の算定が実務上不可能である場合、又は将来の期間に影響を与える可能性がある場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) 会計方針の変更の性質
- (b) 新しい会計方針の適用が信頼性のある目的適合性のより高い情報を提供するという理由
- (c) 当期及び表示する過去の各期間について、実務上可能な範囲で、次の事項に関する修正額
 - (i) 影響を受ける財務諸表の各科目
 - (ii) 企業がIAS第33号を適用している場合、基本的及び希薄化後の1株当たり利益
- (d) 表示している期間よりも前の期間に関する修正額（実務上可能な範囲で）
- (e) 遡及適用が、特定の過去の期間について又は表示する期間よりも前の期間について実務上不可能である場合には、その状態が存在するに至った状況、及び会計方針の変更がどのように、そしていつから適用されているかの記述

その後の期間の財務諸表でこれらの開示を繰り返す必要はない。

136 企業が、公表はされているが未発効の新しい IFRS 基準書を適用していない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) この旨
- (b) 新しい IFRS 基準書の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報

137 第 136 項に準拠するにあたり、企業は次の事項を開示することを検討する。

- (a) 新しいIFRS基準書の表題
- (b) 目前に迫っている会計方針の変更の性質
- (c) 当該IFRS基準書の適用が要求される日付
- (d) 企業が当該IFRS基準書の適用開始を予定している日付
- (e) 次のいずれか
 - (i) 当該IFRS基準書の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
 - (ii) その影響が不明であるか又は合理的に見積れない場合には、その旨の説明

会計上の見積りの変更

- 138 企業は、影響を見積ることが実務上不可能な場合の将来の期間に対する影響額の開示を除き、当期に影響を及ぼすか又は将来の期間に影響を及ぼすと予想される**会計上の見積りの変更**について、その内容と金額を開示しなければならない。
- 139 将来の期間に対する影響額が、そのを見積ることが実務上不可能なために開示されない場合には、その旨を開示しなければならない。

過年度の誤謬の開示

- 140 IAS第8号の第42項を適用するにあたり、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 過年度の誤謬の内容
 - (b) 表示する過去の各期間について、実務上可能な範囲で、次の事項に関する修正額
 - (i) 影響を受ける財務諸表の各科目
 - (ii) 企業がIAS第33号を適用している場合、基本的及び希薄化後の1株当たり利益
 - (c) 表示対象となる最も古い期間の期首における修正額
 - (d) 遡及的修正再表示が特定の過去の期間について実務上不可能である場合には、その状態が存在するに至った状況及び誤謬がどのように訂正され、そしていつから訂正されているかの説明

その後の期間の財務諸表でこれらの開示を繰り返す必要はない。

IAS第10号「後発事象」

発行の承認日

- 141 企業は財務諸表の発行の承認日及び誰がその承認を行ったかを開示しなければならない。企業の**所有者**又はその他の者が財務諸表を公表後に修正する**パワー**を有している場合には、企業はその旨を開示しなければならない。

報告期間の末日の状況についての開示の更新

- 142 企業が報告期間後に報告期間の末日現在で存在していた状況についての情報を得た場合には、新しい情報に鑑みて、その状況に関する開示を更新しなければならない。

修正を要しない後発事象

- 143 企業は、修正を要しない後発事象の重要性がある各区分について、次の事項を開示しなければならない。
- (a) 当該事象の内容
 - (b) 財務上の影響の見積り、又はそのような見積りが不可能である旨の記述

公的説明責任のない子会社：開示

- 144 修正を要しない後発事象に関する開示は、報告期間後であるが財務諸表の発行が承認される前に判明した情報を反映する。一般的には開示されることとなる修正を要しない後発事象の例として、次のものがある。
- (a) 大規模な企業結合又は主要な子会社の処分
 - (b) 事業を継続しないという計画の公表
 - (c) 資産の大規模な購入、IFRS第5号に従った売却目的保有への資産の分類、資産のその他の処分、又は主要な資産の政府による収用
 - (d) 火災による主要生産設備の損壊
 - (e) 大規模なリストラクチャリングの発表又は着手
 - (f) 企業の負債性金融商品又は資本性金融商品の発行又は買戻し
 - (g) 資産の価格又は外国為替レートの異常に大きな変動
 - (h) 制定又は発表された税率又は税法の変更で、当期税金資産・負債及び繰延税金資産・負債に重大な影響を及ぼすもの
 - (i) 重大なコミットメント又は偶発負債の発生（例えば、多額の保証の発行）
 - (j) 報告期間後に発生した事象のみから生じた重大な訴訟の開始

IAS 第 12 号「法人所得税」

- 145 企業は、認識した取引及び他の事象の当期税金及び繰延税金に対する影響の性質及び財務上の影響を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示しなければならない。
- 146 企業は税金費用（収益）の主要な内訳を別個に開示しなければならない。そのような税金費用（収益）の内訳には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 当期税金費用（収益）
 - (b) 過去の期間の当期税金について当期中に認識された修正
 - (c) 一時差異の発生と解消に係る繰延税金費用（収益）の金額
 - (d) 税率の変更又は新税の賦課に係る繰延税金費用（収益）の金額
 - (e) 税金費用の減額に使用した、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の金額
 - (f) 企業又は株主の税務上の地位の変更から生じた繰延税金費用（収益）の修正
 - (g) IAS第12号の第56項に従った繰延税金資産の評価減又は以前に計上した評価減の戻入れにより生じた繰延税金費用（収益）

- (h) 遡及的に会計処理できないために、IAS 第8号に従って純損益に含めた会計方針の変更及び誤謬に係る税金費用（収益）の金額

147 企業は次の事項を別個に開示しなければならない。

- (a) その他の包括利益の項目に認識している項目に係る当期税金及び繰延税金の総額
- (b) 資本に直接に借方計上又は貸方計上した項目に係る当期税金及び繰延税金の総額
- (c) 税金費用（収益）と**会計上の利益**に適用税率を乗じて得られる金額との間の重大な差額の説明。そうした差額は、課税が免除されている収益又は**課税所得（税務上の欠損金）**の算定において控除できない費用などの取引から生じる場合がある。
- (d) 前期と比較した適用税率の変動の説明
- (e) 各タイプの一時差異並びに各タイプの税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除について
 - (i) 当報告期間の末日現在の繰延税金負債及び繰延税金資産の金額
 - (ii) 当報告期間中の繰延税金負債及び繰延税金資産の変動の分析
- (f) 財政状態計算書に繰延税金資産を認識していない**将来減算一時差異**、税務上の繰越欠損金、及び繰越税額控除の金額（及び、もしあれば失効日）
- (g) IAS 第12号の第52A項で示している状況において、株主への配当の支払により生じる法人所得税への潜在的な影響の内容の説明

IAS 第16号「有形固定資産」

148 有形固定資産の各クラスについて、企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) 帳簿価額（減価償却累計額控除前）を決定するために用いた測定基礎
- (b) 採用した減価償却方法
- (c) 採用した**耐用年数**又は減価償却率
- (d) 期首及び期末の帳簿価額（減価償却累計額控除前）及び減価償却累計額（減損損失累計額と合算）
- (e) 次の項目を別個に示した期首及び期末の帳簿価額の調整表（過去の期間については表示する必要はない）
 - (i) 増加
 - (ii) **IFRS 第5号**に従って売却目的保有に分類した資産又は売却目的保有に分類した処分グループに含めた資産及びその他の処分

公的説明責任のない子会社：開示

- (iii) 企業結合による取得
- (iv) IAS第16号の第31項、第39項及び第40項に基づく再評価から生じた増加又は減少、及びIAS第36号に従ってその他の包括利益に認識したか又は戻し入れた減損損失から生じた増加又は減少
- (v) IAS第36号に従って純損益に認識したか又は戻し入れた減損損失
- (vi) 減価償却
- (vii) その他の変動

149 企業は次のことも開示しなければならない。

- (a) 企業の所有権が制限されているか又は負債の担保に供されている有形固定資産の存在及び帳簿価額
- (b) 有形固定資産の取得に関する契約上のコミットメントの金額

150 有形固定資産項目を再評価額で計上している場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) 再評価の実施日
- (b) 独立した鑑定人の関与の有無
- (c) 再評価したそれぞれのクラスの有形固定資産について、当該資産を原価モデルで計上していたとした場合に認識したであろう帳簿価額
- (d) 再評価剰余金（当期の再評価剰余金の変動及び株主への配当制限を示す）

IAS 第 19 号「従業員給付」

確定拠出制度及び確定拠出制度として会計処理する確定給付制度に関する開示

151 企業は、**確定拠出制度**について費用として純損益に認識した金額を開示しなければならない。確定給付の会計処理を行うための十分な情報を入手できないために、企業が複数事業主の確定給付制度を確定拠出制度として扱う場合（IAS 第 19 号の第 34 項参照）には、当該制度が**確定給付制度**である旨及び確定拠出制度として会計処理している理由を、企業の積立超過又は積立不足及び企業に対する影響（もしあれば）とともに開示しなければならない。

確定給付制度に関する開示

152 IAS 第 19 号の第 34 項を適用して確定拠出制度として会計処理する複数事業主の確定給付制度（第 151 項の開示が適用される）を除いて、企業は確定給付制度に関して次の事項を開示しなければならない。

- (a) 制度の種類的全般的な記述（**積立て**の方針を含む）

- (b) 確定給付制度債務の現在価値の期首残高と期末残高との調整表（次のものを区分して示す）
- (i) 当期勤務費用
 - (ii) 利息費用
 - (iii) 確定給付制度債務の現在価値の再測定
 - (iv) 過去勤務費用
 - (v) 支払った給付
 - (vi) 他のすべての変動
- (c) 制度資産の期首残高と期末残高及び資産として認識した補填の権利の期首残高と期末残高の調整表（次のものを区分して示す）
- (i) 拠出
 - (ii) 支払った給付
 - (iii) 実際の制度資産に係る収益
 - (iv) 制度資産のその他の変動
- (d) 制度資産の主要な各クラス（資本性金融商品、負債性金融商品、不動産及び他のすべての資産を含めなければならないが、それに限らない）について、制度資産の主要な各クラスが報告日現在の制度資産全体の公正価値に占める割合又は金額
- (e) 制度資産の公正価値に含まれている金額
- (i) 企業自身の金融商品の各クラス
 - (ii) 企業が占有している不動産、又は使用している他の資産
- (f) 使用した主要な数理計算上の仮定（次のものを含む）
- (i) 割引率
 - (ii) 予想昇給率
 - (iii) 医療費の趨勢率
 - (iv) その他の重要性がある使用した数理計算上の仮定

153 第 152 項(b)及び(c)で要求している調整表は、過去の期間について表示する必要はない。

公的説明責任のない子会社：開示

- 154 企業が複数の確定給付制度を有している場合には、第 152 項で要求している開示は、合計で行うか、各制度について区別して行うか、又は最も有用と企業が考えるグルーピングで行うことができる。

共通支配下にある企業間でリスクを分担する確定給付制度

- 155 企業が、共通支配下にある企業間でリスクを分担する確定給付制度に加入している場合には、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 確定給付費用の純額の負担に関する契約上の合意若しくは明示された方針、又はそのような方針がない旨
- (b) 企業が支払うべき拠出の決定に関する方針
- (c) 企業が IAS 第 19 号の第 41 項で述べたような確定給付費用の純額の配分を会計処理している場合には、当該制度全体についての第 152 項で要求しているすべての情報
- (d) 企業が IAS 第 19 号の第 41 項に述べたような当期に支払うべき拠出を会計処理している場合には、当該制度全体についての第 152 項(a)、(d)、(e)及び(f)で要求している情報

- 156 第 155 項(c)から(d)で要求している情報は、次の場合には、他のグループ企業の財務諸表において、これらの項又は IAS 第 19 号の第 149 項(c)から(d)で要求している開示への相互参照によって開示することができる。

- (a) 当該グループ企業の財務諸表において、当該制度に関して要求される情報が別個に識別され、開示されており、かつ、
- (b) 当該グループ企業の財務諸表を、企業の財務諸表と同じ条件で、かつ、同時期又はそれよりも早く、財務諸表利用者が入手可能である。

退職後給付債務から生じる偶発負債

- 157 本基準書 [案] の第 197 項から第 200 項で要求されている場合、企業は、退職後給付債務から生じる偶発負債に関する情報を開示しなければならない。

その他の長期従業員給付に関する開示

- 158 企業が従業員に提供しているその他の長期従業員給付の各区分について、企業は、給付の性質、債務の金額及び報告日現在の積立ての程度を開示しなければならない。

解雇給付に関する開示

- 159 企業が従業員に提供している解雇給付の各区分について、企業は、給付の性質、債務の金額及び報告日現在の積立ての程度を開示しなければならない。

IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」¹⁰

- 160 企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) **政府補助金**について採用した会計方針（財務諸表で採用した表示方法を含む）
 - (b) 財務諸表に認識した政府補助金の内容及び金額
 - (c) 認識された**政府援助**に付随する未履行の条件及びその他の偶発事象
 - (d) 企業が直接に便益を受けた他の形態の政府援助の説明

IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」

- 161 企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 当期中に純損益に認識した**為替差額**の金額（IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定した金融商品から生じたものは除く）
 - (b) その他の包括利益に認識して資本の独立の内訳項目に累積した正味為替差額、及びそうした為替差額の当期首及び当期末現在の金額の調整表
- 162 企業は、財務諸表を表示している通貨を開示しなければならない。**表示通貨が機能通貨**と異なる場合には、企業は、その旨を記載しなければならず、機能通貨を開示するとともに、異なる表示通貨を使用する理由を開示しなければならない。
- 163 **報告企業**又は重大な**在外営業活動体**の機能通貨に変更がある場合には、企業は、その旨及び機能通貨の変更の理由を開示しなければならない。

IAS 第 23 号「借入コスト」

- 164 企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 当期中に資産化した**借入コスト**の金額
 - (b) 資産化に適切な借入コストの金額を決定するために使用した資産化率

IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」

親子会社関係の開示

- 165 親会社と子会社との関係は、それらの間に取引があったかどうかに関係なく、開示しなければならない。企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 親会社の名称、及び、異なる場合には、最終的な支配当事者の名称

¹⁰ 本基準書 [案] が要求している、企業が IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」を適用している場合の開示に加えて、IAS 第 20 号の次の各項が、依然として適用される要求事項において「開示する」という文言を使用している：第 21 項から第 22 項、第 28 項及び第 31 項

公的説明責任のない子会社：開示

- (b) IFRS 基準に準拠した一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している
(本基準書 [案] の第 6 項(c)で要求しており、これにより本基準書 [案] を適用するための要件を満たす) 企業の名称

経営幹部の報酬の開示

- 166 企業は、**経営幹部の報酬**の合計額を開示しなければならない。
- 167 企業が他の企業（経営管理企業）から経営幹部サービスを得ている場合には、企業は、経営管理企業が経営管理企業の従業員又は取締役を支払った報酬又は支払うべき報酬に、第 166 項の要求事項を適用することを要求されない。
- 168 別個の経営管理企業が提供している経営幹部サービスの提供について、企業が負担した金額を開示しなければならない。

関連当事者との取引の開示

- 169 企業に**関連当事者との取引**がある場合には、関連当事者との関係の性質を、当該取引、未決済残高及び当該関係が財務諸表に与える潜在的な影響の理解のために必要なコメントとともに、開示しなければならない。それらの開示要求は、経営幹部の報酬を開示するという第 166 項の要求事項に加えてのものである。最低限、開示には次の事項を含めなければならない。
- (a) 当該取引の金額
 - (b) 未決済残高の金額
 - (i) それらの契約条件（担保が設定されているかどうか及び決済に用いられる対価の内容など）
 - (ii) 付与している又は付与されている保証の詳細
 - (c) 未決済残高の金額に関連した回収不能の債権に係る引当金
 - (d) 関連当事者に対する不良債権について当期中に認識した費用
- 170 企業は、第 169 項で要求している開示を次の項目について区分して行わなければならない。
- (a) 当該企業に対する支配、共同支配又は重要な影響力を有している企業
 - (b) 当該企業が支配又は重要な影響力を有している企業
 - (c) 当該企業が**共同支配投資者**となっている共同支配企業である企業
 - (d) 当該企業又はその親会社の経営幹部（まとめて）
 - (e) その他の関連当事者

171 企業は、次の関連当事者との取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関しては、第169項の開示要求が免除される。

- (a) 報告企業に対する支配、共同支配又は重要な影響力を有している政府
- (b) 同一の政府が報告企業と他の企業の両方に対する支配、共同支配又は重要な影響力を有しているために関連当事者となっている当該他の企業

172 以下は、関連当事者との取引である場合に開示しなければならない取引の例である。

- (a) 物品（完成品又は未完成品）の購入又は販売
- (b) 不動産及びその他の資産の購入又は販売
- (c) サービスの提供又は受領
- (d) リース
- (e) **研究及び開発**の移転
- (f) ライセンス契約による移転
- (g) 財務契約による移転（借入れ及び金銭出資又は現物出資を含む）
- (h) 保証又は担保の提供
- (i) 企業に代わって行われる負債の決済又は企業が他の者に代わって行う負債の決済
- (j) グループ企業間でリスクを分担する確定給付制度への親会社又は子会社の加入（IAS第19号の第42項（本基準書〔案〕）の第155項による開示を要求している）参照）

173 企業は、関連当事者との取引が独立第三者間取引において一般に適用される条件に相当する条件で行われたと記載してはならない。ただし、そうした条件を立証できる場合は除く。

174 企業は、類似の性質を有する項目を総額で開示することができる。ただし、企業の財務諸表に与える関連当事者との取引の影響を理解するために、区分した開示が必要な場合は除く。

IAS第27号「個別財務諸表」

175 親会社（第176項が適用される投資企業である親会社を除く）、又は関連会社に対する投資者、若しくは共同支配企業に対する共同支配を有する共同支配投資者が、個別財務諸表を作成する場合には、当該個別財務諸表は第176項から第180項で要求されている開示を含める必要はなく、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 当該財務諸表が個別財務諸表である旨

公的説明責任のない子会社：開示

(b) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に用いた方法の記述

(c) 次のいずれか

(i) 関連する IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」又は IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を適用して作成した財務諸表

(ii) 企業が、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)を適用して、連結財務諸表を作成しないことを選択した場合には、連結の免除を使用した旨、及び IFRS 基準に準拠した連結財務諸表を一般の使用のために作成した企業の名称及び主たる事業場所（並びに、異なる場合には、法人設立国）

176 親会社である投資企業が、IAS 第 27 号の第 8A 項を適用して、個別財務諸表を唯一の財務諸表として作成する場合には、その旨を開示しなければならない。投資企業は、第 177 項から第 180 項で要求している投資企業に関する開示も表示しなければならない。

投資企業の地位

177 親会社が IFRS 第 10 号の第 27 項に従って自らが投資企業であると決定し、かつ、投資企業の典型的な特徴（IFRS 第 10 号の第 28 項参照）のうちの 1 つ又は複数をもっていない場合には、それでも自らが投資企業であると結論を下した理由を開示しなければならない。

178 企業が投資企業になった場合、又は投資企業でなくなった場合には、投資企業の地位の変動及びその変動の理由を開示しなければならない。さらに、投資企業になった企業は、その地位の変動が表示する期間の財務諸表に与える影響を開示しなければならない。これには次の事項が含まれる。

(a) 連結しなくなった子会社の、地位の変動の日現在の、公正価値の合計額

(b) IFRS 第 10 号の B101 項に従って計算した利得又は損失の合計額（もしあれば）

(c) 当該利得又は損失が認識されている純損益の表示科目（区分表示していない場合）

非連結の子会社への関与（投資企業）

179 IFRS 第 10 号に従って、連結への例外措置を適用して、子会社に対する投資を純損益を通じて公正価値で会計処理することを要求されている投資企業は、その旨を開示しなければならない。

180 投資企業は、非連結の子会社が投資企業に配当の形で資金を移転するか又は借入金を返済する能力に対する重大な制限の内容及び範囲（例えば、借入契約又は規制上の要求により生じたもの）を開示しなければならない。

IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」

181 企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) 財務諸表及び他の過年度データが、機能通貨の一般購買力の変動について修正再表示されている旨
- (b) 物価指数の特定及び報告日現在の物価指数の水準、並びに当期と前期との間の変動
- (c) 貨幣性項目に係る利得又は損失の金額

IAS 第 32 号「金融商品：表示」¹¹

金融資産と金融負債の相殺

- 182 企業は、報告期間の末日現在で、IAS 第 32 号の第 42 項に従って相殺されている認識した金融資産及び認識した金融負債の総額を区分して開示しなければならない。
- 183 第 182 項を適用する際に開示する金融商品は、異なる測定の実務上の要求事項の対象となっている場合がある（例えば、買戻し契約に関連した債務は償却原価で測定され、デリバティブは公正価値で測定される場合がある）。企業は、金融商品を認識した金額を含め、結果として生じる測定の実務上の差額を関連する開示で説明しなければならない。

IAS 第 34 号「期中財務報告」¹²¹³

重大な事象及び取引

- 184 企業は期中財務報告書に、直近の年次報告期間の末日以降の当該企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重大な事象及び取引についての説明を含めなければならない。それらの事象及び取引に関して開示する情報は、直近の年次財務報告書において表示した関連する情報を更新しなければならない。
- 185 以下は、重大である場合には開示が求められることとなる事象及び取引の網羅的でないリストである。
- (a) 棚卸資産の**正味実現可能価額**までの評価減及びその評価減の戻入れ
 - (b) 金融資産、有形固定資産、無形資産、顧客との契約から生じた資産、又はその他の資産の減損による損失の計上及びその減損損失の戻入れ
 - (c) リストラクチャリングのコストに対する引当金の戻入れ
 - (d) 有形固定資産項目の取得及び処分

¹¹ 本基準書 [案] が要求している、企業が IAS 第 32 号「金融商品：表示」を適用している場合の開示に加えて、IAS 第 32 号の次の各々が、依然として適用される要求事項において「開示する」という文言を使用している：第 34 項及び第 40 項

¹² このセクションで要求している開示は、本基準書 [案] を適用する企業に適用される「精選された説明的注記」(IAS 第 34 号「期中財務報告」の第 7 項参照) である。

¹³ 本基準書 [案] が要求している、企業が IAS 第 34 号を適用している場合の開示に加えて、IAS 第 34 号の次の各々が、依然として適用される要求事項において「開示する」という文言を使用している：第 41 項

公的説明責任のない子会社：開示

- (e) 有形固定資産の購入に関するコミットメント
- (f) 訴訟の解決
- (g) 過去の期間の誤謬の訂正
- (h) 企業の金融資産及び金融負債の公正価値に影響を与える事業又は経済状況の変化（当該資産又は負債の認識を公正価値で行っている場合も償却原価で行っている場合も）
- (i) 借入債務不履行又は借入契約違反で報告期間の末日以前に是正されていないもの
- (j) 関連当事者との取引
- (k) 金融商品の公正価値の測定に使用した公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替
- (l) 金融資産の目的又は用途の変更による金融資産の分類の変更
- (m) 偶発負債又は**偶発資産**の変動

186 本基準書 [案] は、第 185 項に列挙した項目の多くについての開示要求に関するガイダンスを示している。ある事象又は取引が前年次報告期間以降の企業の財政状態の変動又は業績の理解にとって重大である場合には、期中財務報告書は前年次報告期間の財務諸表に含まれていた関連する情報の説明及び更新を提供すべきである。

その他の開示

187 第 184 項から第 186 項に従った重大な事象及び取引の開示に加えて、企業は、次の情報を期中財務諸表の注記又は期中財務報告書の他の箇所に記載しなければならない。以下の開示は、期中財務諸表に記載するか、財務諸表利用者が期中財務諸表と同じ条件で同時に利用できる他の文書（経営者による説明又はリスク報告書など）に期中財務諸表から参照することによって組み込むかのいずれかとしなければならない。財務諸表利用者が、参照によって組み込まれている情報へのアクセスを同じ条件で同時に有していない場合には、その期中財務報告書は不完全である。当該情報は、通常、期首からの累計ベースで報告しなければならない。

- (a) 期中財務諸表において直近の年次財務諸表と同じ会計方針及び計算方法を採用している旨、又は、当該方針又は方法を変更している場合には、その変更の内容及び影響の説明
- (b) 期中の営業活動の季節性又は循環性についての説明的コメント
- (c) 資産、負債、資本、純利益又はキャッシュ・フローに影響を与える項目のうち、その性質、規模又は頻度から見て通例でない項目の内容及び金額
- (d) 当事業年度の過去の期中報告期間において報告した金額の見積りの変更又は過去の事業年度において報告した金額の見積りの変更の内容及び金額

- (e) 負債証券及び持分証券の発行、買戻し及び償還
- (f) 支払った配当金（合計額又は1株当たりの金額）（企業に複数のクラスの株式がある場合には、普通株式とその他の株式について区分して）
- (g) 企業がセグメントに関する情報を開示することを選択している場合、セグメントに関する情報の作成及び表示の基礎。企業がセグメントに関してIFRS第8号「事業セグメント」に準拠しない情報を開示することを選択している場合には、当該情報をセグメント情報として記述してはならない。
- (h) 当期中報告期間に係る期中財務諸表に反映されていない期中報告期間後の事象
- (i) 期中報告期間における企業の構成の変化の影響（企業結合、子会社及び長期投資に対する支配の獲得又は喪失、リストラクチャリング、並びに非継続事業を含む）。企業結合の場合、企業は、IFRS第3号を適用する企業に対して本基準書〔案〕で要求している企業結合に関する情報を開示しなければならない（本基準書〔案〕の第36項から第38項参照）。
- (j) 金融商品について、第61項、第79項及び第82項から第83項で要求している公正価値に関する開示
- (k) 投資企業（IFRS第10号で定義）となった企業又は投資企業ではなくなった企業について、第72項で要求している開示
- (l) 顧客との契約から生じる収益の分解（本基準書〔案〕の第89項及び第90項で要求している）

IFRS 基準に準拠している旨の開示

188 本基準書〔案〕を適用し、期中財務報告書をIAS第34号に準拠して作成している企業は、同一の注記において、その旨を開示しなければならない。企業は、IFRS基準のすべての要求事項に準拠していない限り、期中財務報告書がIFRS基準に準拠していると記述してはならない。本基準書〔案〕を適用することを選択した企業については、企業は、IFRS基準における認識、測定及び表示の要求事項並びに少なくとも本基準書〔案〕の第184項から第188項に示した精選された説明的注記（IAS第34号の第7項参照）に準拠していない限り、期中財務報告書がIFRS基準に準拠していると記述してはならない。

年次財務諸表における開示

189 ある期中報告期間に報告された金額の見積りが、当該事業年度の最終期中報告期間において大幅に変更されたが、その最終の期中報告期間について別個の財務報告書が公表されない場合には、その見積りの変更の内容及び金額を当該事業年度に係る年次財務諸表の注記において開示しなければならない。

IAS 第 36 号「資産の減損」

- 190 第 191 項に示す資産の種類ごとに、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 当期中に純損益に認識した減損損失の金額及び当該減損損失を含んでいる財務業績の計算書上の科目
 - (b) 当期中に純損益に認識した減損損失の戻入れの金額及び当該減損損失が戻し入れされている財務業績の計算書上の科目
- 191 企業は、下記(a)から(f)のそれぞれについて、第 190 項で要求している情報を区分して開示しなければならない。
- (a) 有形固定資産
 - (b) 原価モデルで会計処理した**投資不動産**
 - (c) のれん
 - (d) のれん以外の無形資産
 - (e) 関連会社に対する投資
 - (f) 共同支配企業に対する投資
- 192 IAS 第 36 号の第 84 項を適用して、当期中の企業結合で取得したのれんの一部を報告期間の末日現在で**資金生成単位**（単位グループ）に配分していない場合には、配分していないのれんの金額を、当該金額を配分しないままとしている理由とともに開示しなければならない。

のれん又は耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位の回収可能価額を測定するために用いた見積り

- 193 企業は、下記(a)から(e)で要求している情報を、資金生成単位（単位グループ）のうち、当該単位（単位グループ）に配分したのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額との比較において重大であるものについて、開示しなければならない。
- (a) 当該単位（単位グループ）に配分したのれんの帳簿価額
 - (b) 当該単位（単位グループ）に配分した耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額
 - (c) 当該単位（単位グループ）の**回収可能価額**の算定基礎（すなわち、**使用価値**又は処分コスト控除後の公正価値）
 - (d) 当該単位（単位グループ）の回収可能価額が使用価値に基づいている場合には、経営者が直近の予算又は予測が対象としている期間のキャッシュ・フロー予測の基礎とした主要な各仮定。主要な仮定とは、当該単位（単位グループ）の回収可能価額が非常に敏感に反応する仮定をいう。

- (e) 当該単位（単位グループ）の回収可能価額が、処分コスト控除後の公正価値に基づいている場合には、処分コスト控除後の公正価値を測定するために用いた評価技法。企業は、本基準書〔案〕の第79項から第83項で要求している開示を提供することを要求されない。処分コスト控除後の公正価値が、同一の単位（単位グループ）の相場価格を用いて測定されていない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (i) 経営者が処分コスト控除後の公正価値の算定の基礎とした主要な各仮定。主要な仮定とは、資金生成単位の回収可能価額が非常に敏感に反応する仮定をいう。
- (ii) その公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーの中のレベル（IFRS第13号参照）（処分コストの客観性については考慮しない）

194 のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の一部又は全部が、複数の資金生成単位（単位グループ）にわたって配分されており、そのように各単位（単位グループ）に配分された金額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重大ではない場合には、その旨を、当該単位（単位グループ）に配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計とともに開示しなければならない。加えて、それらの単位（単位グループ）の回収可能価額が同じ主要な仮定に基づいていて、それらに配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重大である場合には、次の情報とともに当該事実を開示しなければならない。

- (a) 当該単位（単位グループ）に配分したのれんの帳簿価額の合計
- (b) 当該単位（単位グループ）に配分した耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計
- (c) 主要な仮定の記述

195 IAS第36号の第24項又は第99項に従って、資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額について以前の期間に行った直近の詳細な計算は、所定の条件を満たすことを条件に、引き継いで、当期における当該単位の減損テストに用いることができる。この場合、第193項及び第194項で要求している開示に組み込む当該単位（単位グループ）についての情報は、引き継いだ回収可能価額の計算に関連するものである。

IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」

引当金に関する開示

- 196 引当金の各クラスについて、企業は次の事項を当期について開示しなければならない（過去の期間についての比較情報は要求されない）。
- (a) 次の事項を示した調整表

公的説明責任のない子会社：開示

- (i) 期首と期末における帳簿価額
 - (ii) 当期中の増加額（割引後の金額の測定の変動から生じた修正を含む）
 - (iii) 当期中に引当金と相殺した金額
 - (iv) 当期中に未使用で取り崩した金額
- (b) 義務の内容の簡潔な説明及びそれにより生じる支出の予想される金額及び時期
 - (c) 当該流出の金額又は時期についての不確実性の指標
 - (d) 予想される補填の金額（その予想される補填について認識した資産の金額を記述）

偶発負債に関する開示

197 決済における資源の流出の可能性がほとんどない場合を除き、企業は報告日現在の偶発負債の各クラスについて、偶発負債の内容の簡潔な説明とともに、実務上可能な場合には、次の事項を開示しなければならない。

- (a) IAS 第 37 号の第 36 項から第 52 項を適用して測定した財務上の影響の見積額
- (b) 流出の金額又は時期に関する不確実性の指標
- (c) 補填の可能性

198 第 197 項で要求している情報のいずれかが、開示することが実務上不可能であるために開示されていない場合には、その旨を記述しなければならない。

偶発資産に関する開示

199 経済的便益の流入の**可能性が高い**（起こらない可能性よりも、起こる可能性の方が高い）が確実ではない場合には、企業は報告期間の末日現在の偶発資産の内容の記述とともに、実務上可能な場合には、財務上の影響の見積額（IAS 第 37 号の第 36 項から第 52 項に示された原則を用いて測定）を開示しなければならない。財務上の影響の見積りが、開示することが実務上不可能であるために開示されていない場合には、その旨を記述しなければならない。

不利益な開示

200 極めて稀な場合において、第 196 項から第 199 項で要求している情報の一部又は全部を開示することが、引当金、偶発負債又は偶発資産の対象事項についての他者との係争における企業の立場を著しく不利にすると予想し得ることがある。そのような場合には、企業は当該情報を開示する必要はないが、係争の全般的な内容を、情報を開示しなかった旨及びその理由とともに開示しなければならない。

IAS 第 38 号「無形資産」

201 無形資産の各クラスについて、自己創設無形資産とその他の無形資産とを区別して、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 耐用年数が確定できないものか確定できるものか、及び確定できる場合には、採用している耐用年数又は償却率
- (b) 耐用年数が確定できる無形資産について採用している償却方法
- (c) 期首及び期末現在の、帳簿価額（償却累計額控除前）及び償却累計額（減損損失累計額との合計）
- (d) 無形資産の償却額が含まれている財務業績の計算書上の科目
- (e) 期首及び期末現在の帳簿価額の調整表（過去の期間については表示する必要はない）（以下を個別に示す）
 - (i) 内部開発による増加
 - (ii) 個別の取得による増加
 - (iii) IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類したか又は売却目的保有に分類される処分グループに含めた資産及びその他の処分
 - (iv) 企業結合による取得
 - (v) IAS 第 38 号の第 75 項、第 85 項及び第 86 項に基づく再評価、及び IAS 第 36 号に従ってその他の包括利益に認識したか又は戻し入れた減損損失（もしあれば）から生じた当期中の増加又は減少
 - (vi) 償却
 - (vii) 減損損失
 - (viii) その他の変動

202 企業は次の事項についても開示しなければならない。

- (a) 耐用年数が確定できないと評価した無形資産について、当該資産の帳簿価額及び確定できない耐用年数という評価の裏付けとなる理由（当該資産の耐用年数が確定できないという判断において大きな役割を果たした要因を含む）
- (b) 企業の財務諸表に対して重要性がある個々の無形資産の説明、帳簿価額及び残存償却期間
- (c) 政府補助金によって取得し、公正価値で当初認識した無形資産（IAS 第 38 号の第 44 項参照）に関する次の情報
 - (i) これらの資産について当初認識した公正価値
 - (ii) 当該資産の帳簿価額
 - (iii) 認識後に原価モデル又は再評価モデルのいずれで測定されるのか
- (e) 権利が制限されているか又は負債の保証として担保となっている無形資産の存在及び帳簿価額

公的説明責任のない子会社：開示

- (d) 無形資産の取得についての契約による約定の金額
- 203 無形資産を再評価額で会計処理している場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 無形資産のクラス別に
- (i) 再評価の実施日
- (ii) 再評価した無形資産の帳簿価額
- (iii) 再評価した無形資産を認識後にIAS第38号の第74項の原価モデルで測定していたとした場合に認識されていたであろう帳簿価額
- (b) 無形資産に係る再評価剰余金の期首及び期末現在の金額（期中の変動及びその残高の株主への分配に対する制限を併せて示す）
- 204 企業は、当期中に費用として認識した研究開発支出の総額を開示しなければならない。

IAS 第 40 号「投資不動産」

公正価値モデルと原価モデル

- 205 第 206 項から第 209 項の開示は、第 100 項から第 109 項におけるリースについて要求されている開示に追加して適用される。投資不動産の所有者は、当該所有者が締結しているリースについて貸手の開示を行う。投資不動産を使用権資産として保有している借手は、締結しているオペレーティング・リースについて借手の開示及び貸手の開示を行う。使用権資産が投資不動産の定義を満たす場合には、借手は当該使用権資産について第 100 項(a)の開示を行うことを要しない。
- 206 企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 公正価値モデルを適用しているのか、原価モデルを適用しているのか。
- (b) 原価モデルが使用されている資産のプールから公正価値モデルが使用されているプールへの投資不動産の売却について純損益に認識した公正価値の変動の累計額（IAS第40号の第32C項参照）
- (c) 投資不動産の実現可能性又は収益及び売却収入の送金に対する制限の存在及び金額
- (d) 投資不動産を購入、建設若しくは開発又は修繕、維持若しくは改良する契約上の義務

公正価値モデル

- 207 IAS 第 40 号の第 33 項から第 55 項の公正価値モデルを適用して会計処理しているすべての投資不動産について、企業は下記の事項を開示しなければならない。
- (a) 投資不動産の公正価値（財務諸表において測定又は開示しているもの）が、どの程度まで、広く認められた適切な専門的資格を所有し、かつ、評価対象となっている

投資不動産の所在地及び分野に関し最近の実績を有する独立の鑑定人による評価に基づいているのか。このような評価が行われていない場合には、その旨を開示しなければならない。

- (b) 当期の期首及び期末現在の投資不動産の帳簿価額の調整表（過去の期間については表示する必要はない）（下記を区分して示す）
 - (i) 増加額（企業結合を通じた取得から生じたものを区分して開示）
 - (ii) IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類した資産又は売却目的保有に分類した処分グループに含めた資産、及びその他の処分
 - (iii) 公正価値修正から生じた正味の利得又は損失
 - (iv) 棚卸資産及び自己使用不動産への振替及びそれらからの振替
 - (v) その他の変動

208 IAS 第 40 号の第 53 項で言及している例外的なケースにおいて、企業が IAS 第 16 号の原価モデルを用いて又は IFRS 第 16 号を適用して投資不動産を測定している場合には、第 207 項で要求している調整表は、当該投資不動産に係る金額を他の投資不動産に係る金額と区別して開示しなければならない。企業は次の事項も開示しなければならない。

- (a) 当該投資不動産の説明
- (b) 公正価値を信頼性をもって測定できない理由の説明

原価モデル

209 IAS 第 40 号の第 56 項の原価モデルを適用して会計処理しているすべての投資不動産について、企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) 使用している減価償却方法
- (b) 使用している耐用年数又は減価償却率
- (c) 期首及び期末現在の帳簿価額（償却累計額控除前）及び減価償却累計額（減損損失累計額を合算）
- (d) 期首及び期末現在の投資不動産の帳簿価額の調整表（過去の期間については表示する必要はない）（以下を示す）
 - (i) 増加額
 - (ii) IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類した資産又は売却目的保有に分類した処分グループに含めた資産及びその他の処分
 - (iii) 企業結合を通じた取得による増加額

公的説明責任のない子会社：開示

- (iv) IAS 第36号に従って純損益に認識したか又は戻し入れた減損損失
- (v) 減価償却額
- (vi) 棚卸資産及び自己使用不動産への振替及びそれらからの振替
- (vii) その他の変動

IAS 第 41 号「農業」

売却コスト控除後の公正価値で測定する生物資産

210 売却コスト控除後の公正価値で測定する企業の生物資産に関して、企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) 各生物資産グループの説明
- (b) 当報告期間の期首と期末の間の生物資産の帳簿価額の変動の調整表。この調整表は過去の期間について表示する必要はない。調整表には次の事項を含めなければならない。
 - (i) 売却コスト控除後の公正価値の変動から生じた利得又は損失
 - (ii) 購入による増加
 - (iii) 売却及び IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類した（又は売却目的保有に分類した処分グループに含めた）生物資産に起因する減少
 - (iv) 収穫による減少
 - (v) 企業結合による増加
 - (vi) 異なる表示通貨への財務諸表の換算及び報告企業の表示通貨への在外営業活動体の換算で生じた正味為替差額
 - (vii) その他の変動

公正価値を信頼性をもって測定できない生物資産

211 減価償却累計額及び減損損失累計額を控除後の取得原価で測定している企業の生物資産（IAS 第 41 号の第 30 項参照）に関して、企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) 生物資産の各グループの説明
- (b) 公正価値を信頼性をもって測定できない理由の説明
- (c) 使用している減価償却方法
- (d) 使用している耐用年数又は償却率

- (e) 期首及び期末現在の帳簿価額（償却累計額控除前）及び減価償却累計額（減損損失累計額との合計額）

政府補助金

- 212 IAS 第 41 号の範囲に含まれる政府補助金について、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 財務諸表において認識した政府補助金の内容及び金額
- (b) 政府補助金に付されている未履行の付帯条件及びその他の偶発事象のうち、純損益に認識されていないもの

その他の開示

- 213 本基準書〔案〕の範囲に含まれる企業は IFRS 第 8 号を適用することを要求されない。そうした企業が、セグメントに関して IFRS 第 8 号に準拠しない情報を開示することを選択する場合には、企業は当該情報をセグメント情報として記述してはならない。このような開示を行うことを選択する企業は、当該開示の作成基礎を記述しなければならない。企業が IFRS 第 8 号を適用することを選択する場合には、IFRS 第 8 号のすべての開示要求を適用しなければならない、IFRS 第 8 号を適用した旨を記載しなければならない。

付録 A—本基準書 [案] で置き換えられる IFRS 基準における開示要求

この付録は本基準書 [案] の不可欠の一部である。

- A1 次の各項における開示要求は、本基準書 [案] を適用する企業には適用されない。これらの各項における他の要求事項（認識、測定又は表示）は引き続き適用される。
- (a) IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の第 23 項から第 33 項
 - (b) IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の第 44 項から第 52 項
 - (c) IFRS 第 3 号「企業結合」の第 59 項から第 63 項及び B64 項から B67 項
 - (d) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の第 33 項(b)から (d)、第 35 項、第 36A 項及び第 41 項から第 42 項
 - (e) IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」の第 23 項から第 25 項
 - (f) IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 1 項、第 6 項から第 42S 項及び B1 項から B53 項
 - (g) IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の第 1 項から第 4 項、第 7 項から第 31 項、B1 項から B6 項及び B10 項から B26 項
 - (h) IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 91 項から第 99 項
 - (i) IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」の第 27 項から第 36 項及び B25 項から B28 項
 - (j) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の第 110 項から第 129 項及び B 87 項から B89 項
 - (k) 借手について IFRS 第 16 号「リース」の第 51 項から第 60A 項及び B 48 項から B52 項並びに貸手について IFRS 第 16 号の第 89 項から第 97 項
 - (l) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 16 項、第 20 項から第 23 項、第 40C 項、第 41 項から第 42 項、第 61 項、第 77 項から第 80A 項、第 90 項、第 97 項から第 98 項、第 104 項から第 105 項、第 106A 項から第 107 項、第 112 項から第 117 項、第 122 項から第 125 項及び第 128 項から第 138 項
 - (m) IAS 第 2 号「棚卸資産」の第 36 項から第 39 項
 - (n) IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 40 項から第 41 項、第 43 項、第 44A 項から第 44E 項、第 45 項から第 46 項及び第 48 項から第 52 項
 - (o) IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 28 項から第 31 項、第 39 項から第 40 項及び第 49 項
 - (p) IAS 第 10 号「後発事象」の第 17 項から第 22 項

公開草案—2021年7月

- (q) IAS 第 12 号「法人所得税」の第 79 項から第 88 項
- (r) IAS 第 16 号「有形固定資産」の第 73 項から第 79 項
- (s) IAS 第 19 号「従業員給付」の第 25 項、第 33 項(b)、第 34 項(b)、第 42 項、第 53 項から第 54 項、第 135 項から第 152 項、第 158 項及び第 171 項
- (t) IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」の第 36 項及び第 39 項
- (u) IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の第 51 項から第 57 項
- (v) IAS 第 23 号「借入コスト」の第 26 項
- (w) IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」の第 13 項から第 27 項
- (x) IAS 第 27 号「個別財務諸表」の第 15 項から第 17 項
- (y) IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」の第 39 項から第 40 項
- (z) IAS 第 32 号「金融商品：表示」の第 39 項
- (z1) IAS 第 34 号「期中財務報告」の第 15 項から第 19 項及び第 26 項
- (z2) IAS 第 36 号「資産の減損」の第 126 項から第 137 項
- (z3) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の第 84 項から第 92 項
- (z4) IAS 第 38 号「無形資産」の第 118 項から第 128 項
- (z5) IAS 第 40 号「投資不動産」の第 74 項から第 79 項
- (z6) IAS 第 41 号「農業」の第 40 項から第 57 項
- (z7) IFRIC 第 2 号「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」の第 13 項
- (z8) IFRIC 第 5 号「廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」の第 11 項から第 13 項
- (z9) IFRIC 第 17 号「所有者に対する非現金資産の分配」の第 16 項から第 17 項
- (z10) IFRIC 第 19 号「資本性金融商品による金融負債の消滅」の第 11 項
- (z11) IFRIC 第 23 号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」の A4 項から A5 項
- (z12) SIC 第 29 号「サービス委譲契約：開示」の第 6 項から第 7 項

A2 A1 項に示した開示要求は、本基準書 [案] を適用する企業に適用されない。したがって、本基準書 [案] を適用する企業は、他の IFRS 基準書におけるそれらの要求事項に関する記述又はそれらへの参照についても免除される。例えば、IAS 第 12 号の第 35 項は、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除から生じる繰延税金資産を認識するための要

公的説明責任のない子会社：開示

件を内容としている。同項は、「そのような状況では、第 82 項が、繰延税金資産の金額及びその認識の根拠となった証拠の内容の開示を要求している。」で終わっている。しかし、A1 項(q)に従って、IAS 第 12 号の第 82 項は本基準書 [案] を適用する企業に適用されない。このため、IAS 第 12 号の第 35 項の末尾の IAS 第 12 号の第 82 項に関する記述は、本基準書 [案] を適用する企業に適用されない。

付録 B—発効日及び経過措置

この付録は本基準書 [案] の不可欠の一部である。

- B1** 企業は、本基準書 [案] を [公表日の 18 か月から 24 か月後] 以後に開始する報告期間について適用することを選択できる。早期適用は認められる。本基準書 [案] の第 10 項に従って、企業が本基準書 [案] を当期に適用しているが直前期には適用していない場合には、企業は当期の財務諸表において報告したすべての金額について前期に関する比較情報を提供しなければならない。ただし、本基準書 [案] 又は他の IFRS 基準書が他の方法を認めるか又は要求している場合は除く。

付録 C— [案] 他の IFRS 基準書の修正

この付録は、他の IFRS 基準書の修正 [案] を示している。企業は当該修正を IFRS 第 X 号 [案] の適用時に適用しなければならない。

IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」

IFRS 第 1 号の第 4B 項を修正する。新規の文言に下線を付している。

範 囲

...

- 4B 企業が第 4A 項に従って本基準書の適用を選択しない場合には、それでもなお、IAS 第 8 号の開示要求に加えて IFRS 第 1 号の第 23A 項から第 23B 項の開示要求又は、IFRS 第 X 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業については、IFRS 第 X 号の第 24 項を適用しなければならない。

付録 D において、IFRS 第 1 号の D2 項を修正する。新規の文言に下線を付している。

株式に基づく報酬取引

- D2 (略) IFRS 第 2 号が適用されていないすべての資本性金融商品の付与（すなわち、2002年11月7日以前に付与された資本性金融商品）については、初度適用企業は IFRS 第 2 号の第 44 項及び第 45 項が求める情報又は、IFRS 第 X 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業については、IFRS 第 X 号の第 31 項が求める情報を開示する。（以下略）

IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」

IFRS 第 5 号の第 12 項を修正する。新規の文言に下線を付している。

売却目的又は所有者分配目的で保有する非流動資産（又は処分グループ）の分類

...

- 12 第 7 項及び第 8 項の要件が満たされるのが報告期間後である場合には、企業は、財務諸表の発行時に、非流動資産（又は処分グループ）を売却目的保有に分類してはならない。ただし、当該要件が満たされるのが、報告期間後ではあるが財務諸表の発行の承認前である場合には、企業は、第 41 項(a)、(b)及び(d)に定める情報又は、IFRS 第 X 号

「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業については、IFRS第X号の第39項に定める情報を注記において開示しなければならない。

IFRS第5号の第38項を修正する。新規の文言に下線を付している。

売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループの表示

- 38 企業は、売却目的保有に分類された非流動資産及び売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産を、財政状態計算書上、他の資産と区分して表示しなければならない。売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債は、財政状態計算書上、他の負債と区分して表示しなければならない。これらの資産及び負債を相殺して単一の金額として表示してはならない。売却目的保有に分類された資産及び負債の主要な種類は、第39項で認めている場合及び企業がIFRS第X号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する場合を除き、財政状態計算書又は注記のいずれかにおいて区分して開示しなければならない。企業は、売却目的保有に分類された非流動資産（又は処分グループ）に関してその他の包括利益に認識した収益又は費用の累計額を、区分して表示しなければならない。

IFRS第7号「金融商品：開示」

IFRS第7号の第44HH項を修正する。新規の文言に下線を付している。

発効日及び経過措置

...

- 44HH 「金利指標改革—フェーズ2」を企業が最初に適用する報告期間において、企業はIAS第8号の第28項(f)又は、IFRS第X号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業については、IFRS第X号の第134項(f)で要求される情報を表示することを要求されない。

IFRS第13号「公正価値測定」

IFRS第13号の第7項を修正する。新規の文言に下線を付している。

範 囲

...

- 7 本基準書又は、IFRS第X号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業については、IFRS第X号の第79項から第83項で要求する開示は、次のものについては要求されない。

IFRS 第 13 号の第 66 項を修正する。新規の文言に下線を付している。

評価技法

...

- 66 評価技法又はその適用の変更により生じた改訂は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、会計上の見積りの変更として会計処理しなければならない。ただし、会計上の見積りの変更に関する IAS 第 8 号又は、IFRS 第 X 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業については、IFRS 第 X 号の開示は、評価技法又はその適用の変更により生じた改訂については要求されない。

IFRS 第 17 号「保険契約」

IFRS 第 17 号の C3 項(a)を修正する。新規の文言に下線を付している。

経過措置

- C3 企業は、実務上不可能な場合又はC5A項が適用される場合を除き、IFRS 第17号を遡及適用しなければならない。ただし、
- (a) 企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 28 項(f) 又は、IFRS 第 X 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業については、IFRS 第 X 号の第 134 項(f)で要求している定量的情報を表示することを要求されない。...

IAS 第 32 号「金融商品：開示」

IAS 第 32 号の第 34 項を修正する。新規の文言に下線を付している。

自己株式（AG36項も参照）

...

- 34 保有している自己株式の金額は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」又は、IFRS 第 X 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業については、IFRS 第 X 号の第 118 項の開示要求に従って、財政状態計算書又は注記に区分して開示する。企業は、関連当事者から自らの資本性金融商品を買戻した場合には、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」に従って又は、IFRS 第 X 号を適用する企業については、IFRS 第 X 号に従って開示を行う。

IAS 第 32 号の第 40 項を修正する。新規の文言に下線を付している。

利息、配当、損失及び利得（AG37項も参照）

…

- 40 費用として分類した配当は、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書において、他の負債に係る利息とともに表示することも、独立項目として表示することもできる。本基準書の要求事項に加えて、利息及び配当の開示は、IAS 第 1 号及び IFRS 第 7 号の要求事項又は、IFRS 第 X 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業については、IFRS 第 X 号の開示要求に従う。状況によっては、税務上の損金算入などの事項に関して利息と配当との間に相違があるため、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書において、それらを区分して開示することが望ましい。税効果の開示は、IAS 第 12 号又は、IFRS 第 X 号を適用する企業については、IFRS 第 X 号に従って行われる。

IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」

IFRIC 第 14 号の第 10 項を修正する。新規の文言に下線を付している。

返還又は将来掛金の減額の利用可能性

…

- 10 IAS 第 1 号に従って、又は、IFRS 第 X 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業については、IFRS 第 X 号に従って、企業は、財政状態計算書で認識されている正味の資産又は負債の帳簿価額の重要な修正を生じる大きなリスクがある、報告期間の末日における見積りの不確実性の主要な発生源についての情報を開示しなければならない。これには、積立超過の現在の実現可能性に関する制限の開示、又は利用可能な経済的便益の金額を算定するのに使用した基礎の開示が含まれる場合がある。

審議会による 2021 年 7 月公表の公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の承認

公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」は、国際会計基準審議会（審議会）の 13 名のメンバーのうち 12 名により公表が承認された。フローレス氏は公表に反対票を投じた。彼女の代替的見解は結論の根拠の後に示している。

ハンス・フーガーホースト

議長

スザンヌ・ロイド

副議長

ニック・アンダーソン

タデウ・センドン

マルティン・エーデルマン

フランソワーズ・フローレス

ザック・ガスト

陸 建橋

ブルース・マッケンジー

トーマス・スコット

鈴木 理加

アン・ターカ

メアリー・トーカー